

認定こども園の
開設・運営の手引き

大阪市

令和8年4月

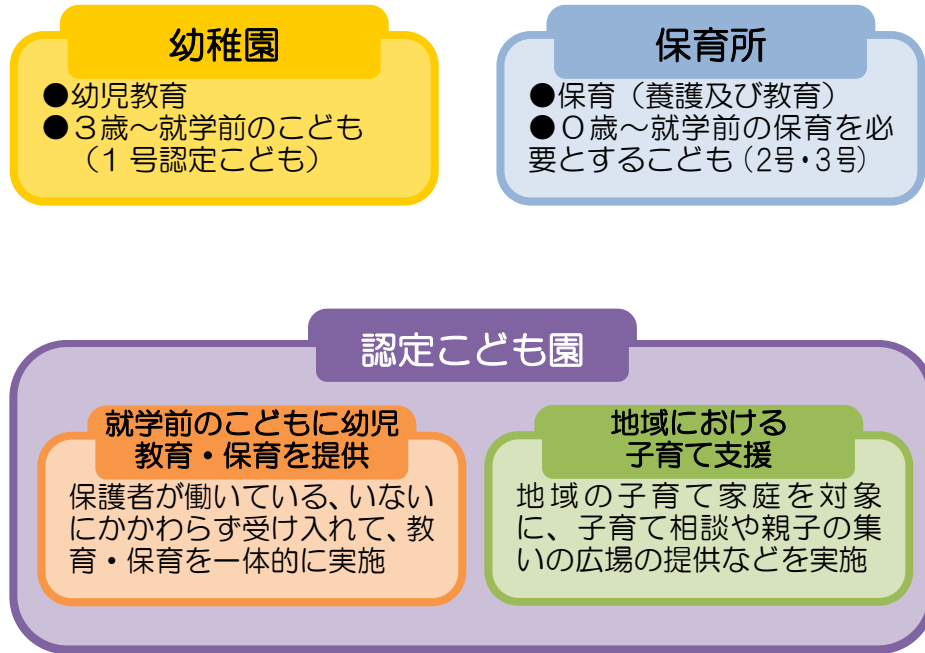
目 次

①	認定こども園の概要.....	1
1	認定こども園の目的.....	1
2	対象となるこども.....	1
3	利用のしくみ.....	2
4	認定こども園の類型.....	4
②	認可・認定手続きの流れ.....	9
1	新規での整備・設置認可の方法.....	9
2	認可・認定変更の手続き.....	10
3	認定こども園の休廃止.....	10
4	認定こども園の改善命令等・事業停止命令・設置認可の取消し.....	10
③	幼保連携型認定こども園.....	11
1	職員配置.....	11
2	設備基準.....	15
④	幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園.....	19
1	職員配置.....	19
2	設備基準.....	22
⑤	分園の設置について.....	23
1	大阪市内で認定こども園の分園を設置する要件.....	23
2	分園にかかる認可基準.....	24
⑥	運営について.....	25
1	保育・教育の提供日について.....	25
2	入園等の手続き.....	25
3	教育・保育内容.....	27
4	学級の編制.....	28
5	子育て支援事業.....	28
6	食事の提供.....	30
7	健康管理.....	33
8	地域型保育事業所との連携.....	36
9	共同保育について.....	37
10	給付費及び補助金等について.....	38
11	経理・監査について.....	66
12	その他の運営について.....	71
⑦	関係法令・参考資料.....	77
1	関係法令.....	77
2	参考資料.....	78

1 認定こども園の概要

1 認定こども園の目的

認定こども園は、集団活動・異年齢交流に大切なこども集団を保ち、すこやかな育ちを支援することを目的とし、①就学前のこどもに幼児教育・保育を一体的に行い、②地域の全ての子育て家庭を支援する施設です。



2 対象となるこども

認定こども園の対象となるこどもは、それぞれ以下のとおりです。

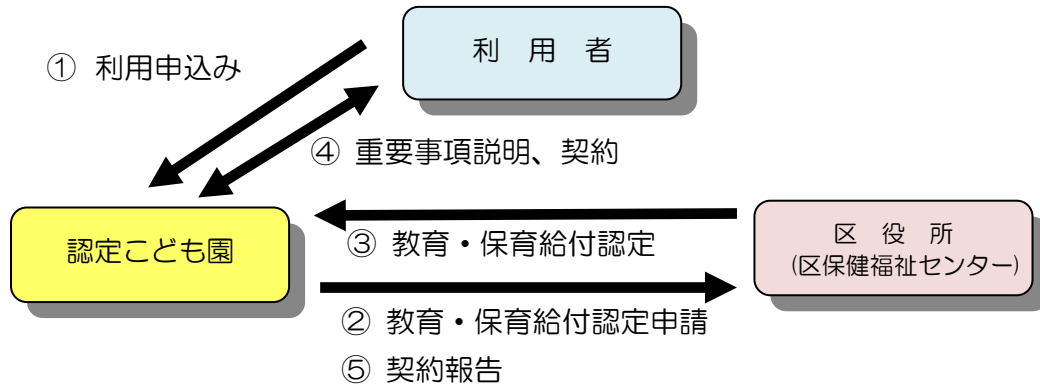
	1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども
年齢区分	満3歳～小学校就学前	満3歳～小学校就学前	満3歳未満
保育の必要性(※1)	—	○	○
保育必要量(※2)	—	・ 保育標準時間（1日最大11時間） ・ 保育短時間（1日最大8時間）	

(※1) 保護者の労働又は疾病その他の事情によるものなど、国が定めた「子ども・子育て支援法施行規則」等に基づき、各保健福祉センター（区役所）が判定します。

(※2) 通常の保育料のみの負担で利用できる最大の時間数です。実際の利用時間については、利用先の認定こども園が保護者に確認してください。

3 利用のしくみ

【1号認定こどもの場合】



① 利用申込み

各園において、保護者からの利用申込みの受付を行います。受付方法は各園が決めることとなりますが、入園願書の提出を受けることが一般的です。

保護者からの利用申込みがあった場合は、正当な理由がなければ拒んではなりません。利用定員を上回る申込みがあった場合は、あらかじめ各園の運営規程（園則）において定められた方法（先着順、抽選等）により選考を行うことになります。

なお、この時点では、保護者が教育・保育給付認定を受けていませんので、正式な入園決定とはならず、入園内定ということになります。

② 教育・保育給付認定申請

利用申込みがあったこどもの入園が内定しましたら、教育・保育給付認定を受けるため、その保護者から各園が預かった認定申請書一式を区保健福祉センターに提出します。なお、大阪市外に居住する保護者の認定申請書は、居住先の市町村に提出することになりますので、申請書等の様式について、予め当該市町村にご確認ください。

③ 教育・保育給付認定

区保健福祉センターは、申請書に基づき教育・保育給付認定を行い、認定通知書及び支給認定証を交付します。支給認定証等は、各園から保護者に配付してください。

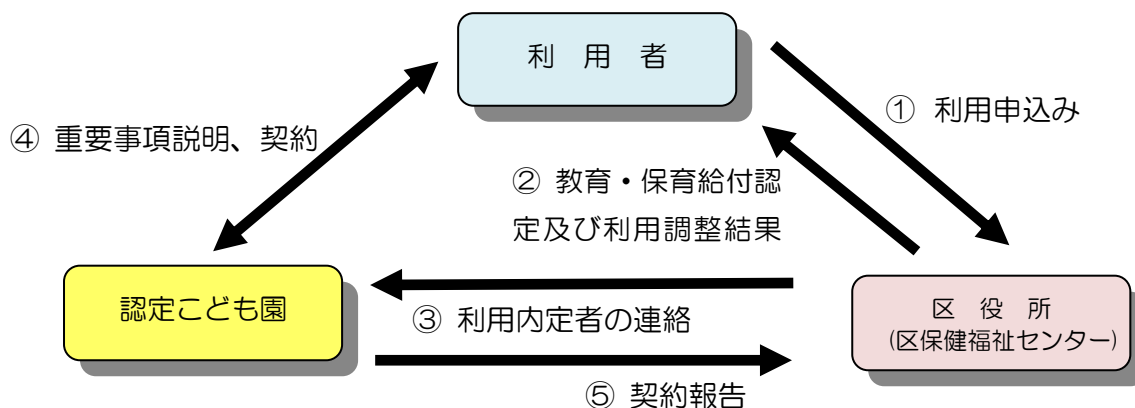
④ 重要事項説明、契約

教育・保育給付認定を受けた保護者と各園は、施設利用について契約を結びます。各園はあらかじめ、運営規程の概要等、施設の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得る必要があります。また、施設内の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、ホームページ等によりウェブ上でも公表してください。

⑤ 契約報告

保護者と契約に至った場合は、各園は区保健福祉センターに対して契約締結済の報告を行います。この報告によって、各園への施設型給付費の支払いが可能となりますので、区保健福祉センターの定める報告期限までに必ず報告してください。

【2号認定こども及び3号認定こどもの場合】



① 利用申込み

保護者から区保健福祉センターに教育・保育給付認定の申請を行います。

② 教育・保育給付認定及び利用調整結果通知・③利用内定者の連絡（利用調整）

区保健福祉センターは、保育の必要性及び保育必要量について審査を行ったうえで、支給認定証を交付します。教育・保育給付認定を受けた保護者の児童がどの施設に入所するかについては、区保健福祉センターで利用調整を行います。保育の必要度の高い順に受け入れることが求められているため、区保健福祉センターによる利用調整に対しては、児童福祉法上、各施設には協力義務が課せられています。

④ 重要事項説明、契約

教育・保育給付認定を受け、利用内定した保護者と各園は、施設利用について契約を結びます。各園はあらかじめ、運営規程の概要等、施設の利用に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得る必要があります。また、施設内の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、ホームページ等によりウェブ上でも公表してください。

⑤ 契約報告

保護者と契約に至った場合は、各園は各区保健福祉センターに対して契約締結済の報告を行います。この報告によって、各園への施設型給付費の支払いが可能となりますので、各保健福祉センターの定める報告期限までに必ず報告してください。

【保育料について】



保育料については、利用者の世帯の市民税額によって、区保健福祉センターで決定します。

保育料の決定時期は、4月と9月であり、4月には、各施設を通じて利用者に保育料の決定通知を配付いただき、保育料については、各施設において利用者から直接徴収していただきます。

また、6月における市民税額の決定を受けて、保育料の再判定を行い、9月から新たな保育料を決定します。再判定で保育料が変更となった方には、保育料の変更決定通知を、施設を通じて利用者に配付していただきます。

年度途中で市民税額の変更等により保育料が変更となる方もいます。その場合にも、保育料の変更決定通知を、施設を通じて利用者に配付していただきます。

平成30年度から、政令指定都市について、市民税と府民税の税率の割合が、これまでの市民税6%（府民税4%）から、市民税8%（府民税2%）へ変更となっています。保育料を決定する際は、政令指定都市の方の負担が大きくなるように、市民税を6%割合に計算し直して決定しています。

なお、3歳児クラス以上と0～2歳児クラスの非課税世帯・第3子以降（多子軽減にかかる所得制限有）の子どもについては、国の制度により保育料が無料となっています。

令和6年9月分保育料より、本市独自施策として、0～2歳児クラスの多子軽減にかかる所得制限を撤廃するとともに、第2子無償化を実施しています。

公定価格と保育料の差額が施設型給付費として施設に支払われます。施設型給付費については、「10 給付費及び補助金等について」を参照してください。

4 認定こども園の類型

ー1. はじめに

大阪市においては、認定こども園は以下の3つの類型となります。概説を以下に示しますが、それぞれの詳細な認可・認定基準については、11ページ以降を参照してください。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型
根拠法	認定こども園法（※1）		
設置主体	学校法人及び社会福祉法人（※2）	学校法人（※2）	法人格を有する者
既存園の廃止	必要	不要	不要
耐震性があることの証明	必要（※3）	不要	不要

建築基準法上の確認申請		必要（※4）	不要	不要
定員設定	1号	△（※5）	○	○
	2号	○	○	○
	3号	△（※5）	△（※5）	△（※6）

- (※1) 正式名称：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」
- (※2) 現在、幼稚園を運営する法人に対して、学校教育法附則6条園の経過措置あり：幼稚園として認可されている法人及び個人は移行可能。
- (※3) 確認通知書の交付日が昭和56年5月31日以前の物件の場合のみ必要。
- (※4) 幼稚園からの移行の場合に必要。ただし、満3歳以上児のみの場合は不要。
- (※5) 定員を設定しないことも可能
- (※6) 年度当初時点で、2号のみの認可定員の場合、3号の認可定員を設定しないことも可能。

ー2. 各類型について

(ア) 幼保連携型認定こども園

【概要】

学校・児童福祉施設の双方の位置付けを有する単一の施設です。一体的な運営を行うことにより、幼児期の教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援機能も果たします。移行に際しては既存園を廃止する必要がある他、必要に応じて定款・寄附行為等の変更が必要です。

【設置主体】

現在、大阪市内で認定こども園（類型問わず）、幼稚園又は保育所を運営している学校法人及び社会福祉法人が設置可能です。また、平成27年4月1日より以前に幼稚園の設置運営法人として認可されている宗教法人及び個人も含まれます（学校教育法附則6条園の経過措置）。

ただし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第17条第2項各号の規定に該当する場合は、幼保連携型認定こども園の認可をすることはできませんので、ご注意ください。

【耐震性の取扱い】

確認通知書の交付日が昭和56年5月31日以前の建物をを用いる場合に必要です。耐震診断の結果又は耐震補強工事の結果、耐震性がある（ I_s 値=0.6以上）ことを証明する書類をご提出ください。なお、開設予定日までに耐震補強工事を実施する予定の場合は、耐震補強計画をご提出ください。

【建築基準法上の取り扱い】

幼保連携型認定こども園は、特に除外規定等がない場合、建築基準法上の学校に関する規定及び児童福祉施設に関する規定のいずれもが適用の対象となります。

幼稚園からの移行の場合、確認申請が必要です。ただし2歳児以下のこどもを保育しない場合は、確認申請が不要とされることもあります。なお2歳児以下のこどもを保育する場合、幼保連携型認定こども園に適用される建築基準法上の基準は、幼稚園の基準より厳しい基準となっている項目があります。詳細は、関係法令及び「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について（補足）」（平成27年2月13日国土交通省住宅局建築指導課事務連絡）等をご参照ください。

保育所からの移行の場合、確認申請は不要です。

【定員の設定】

2号定員の設定が必須となります。

（イ）幼稚園型認定こども園

【概要】

認可幼稚園が保育を必要とするこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えつつ、地域の子育て支援機能も果たします。既存園を廃止する必要はありません。

【設置主体】

設置主体は学校法人ですが、現在、幼稚園として認可されている宗教法人及び個人も設置することが可能です。

ただし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第3条第5項各号の規定に該当する場合は、認定こども園として認定することはできませんので、ご注意ください。

【耐震性の取扱い】

証明等は不要です。

【建築基準法上の取扱い】

確認申請は不要です。

【定員の設定】

1号及び2号定員の設定が必須となります。

（ウ）保育所型認定こども園

【概要】

認可保育所が保育を必要とするこども以外のこどもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えつつ、地域の子育て支援機能も果たします。既存園を廃止する必要はありません。

【設置主体】

法人格を有する者であれば、設置することが可能です。

ただし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第3条第5項各号の規定に該当する場

合は、認定こども園として認定することはできませんので、ご注意ください。

【耐震性の取扱い】

証明等は不要です。

【建築基準法上の取扱い】

確認申請は不要です。

【定員の設定】

1号及び2号定員の設定が必須となります。

－3. 定員について

(ア) 概要

定員には、認可定員と利用定員があります。

	認可・認定定員	利用定員
概要	認可・認定基準に基づいて設定される定員（※1）	認可定員の範囲内で設定される定員
施設型給付費との関係	×	○（施設型給付費の単価水準を決める）
定員を超えた入所	×	△（※2）

（※1）児童1人あたり、0歳児＝5㎡、1歳児＝3.3㎡、2歳児以上＝1.98㎡。

（※2）利用定員の範囲内での入園が原則。入園児童数が利用定員を恒常的に上回る場合、施設型給付費からの減額措置あり。

(イ) 認可・認定定員の設定

認可定員とは、認可基準・認定要件（0歳児＝5㎡、1歳児＝3.3㎡、2歳児～5歳児＝1.98㎡、又は幼稚園基準）に基づいて設定される定員であり、認可・認定定員を超えて児童を入所させることはできません。

定員の設定は1号・2号・3号それぞれの各年齢別に行う必要があります。また0歳≦1歳≦2歳<3歳≦4歳≦5歳となるように定員設定を行ってください。

【幼稚園からの移行の場合】

1号の認可定員を減少させて2号の認可定員の設定を行うには、事前に大阪府との協議が必要です。

【保育所からの移行の場合】

2・3号の認可定員とは別に、1号の認可定員の設定を行ってください。2・3号の認可定員を減少させての1号の認可定員の設定は原則として認められません。

(ウ) 利用定員の設定

大阪市における利用定員の設定方法については、次のとおりです。

・基本的な考え方

- ① 特定教育・保育施設の利用定員は認可定員と同数を基本とする。
- ② 利用定員は、1号・2号・3号それぞれの各年齢別に設定する。ただし、保育標準時間・短時間ごとの区分設定は設けない。
- ③ 恒常的に利用人員が少ない場合は、各歳児の認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映し（直近の実利用人員実績や今後の見込み等を踏まえ）て設定する。
- ④ 新設の施設や施設種別の変更（幼稚園から幼保連携型認定こども園など）および増築を行った施設の利用定員は実際の利用児童数をもとに設定する。
- ⑤ 入所をさせる場合、その歳児の利用定員を1人以上に設定する必要がある。
- ⑥ 利用定員の設定については、実児童数を考慮し、実態に即した設定となるよう十分ご留意ください。

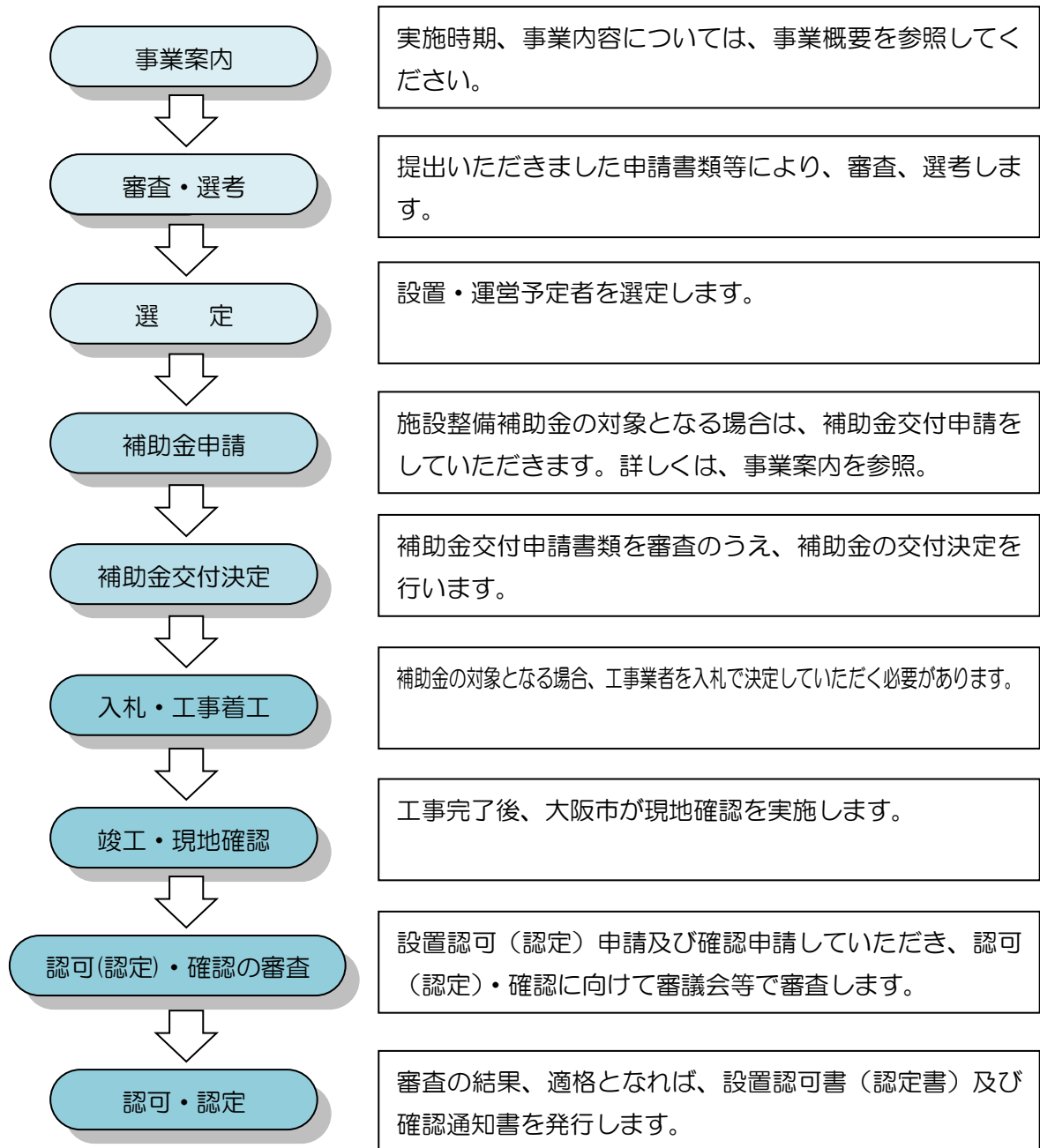
※利用定員の設定にあたっては、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する審査基準」をご確認ください。

※直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設は、施設型給付費等の減額調整が適用されます。

② 認可・認定手続きの流れ

1 新規での整備・設置認可の方法

現在、幼稚園又は保育所を運営している法人に対して事業案内を行います。整備の手法によっては補助金の活用が可能となっておりますので、詳しくは事業概要を参照してください。



2 認可・認定変更の手続き

認可内容の変更を行う場合は、工事を伴うものや認可定員の変更等あらかじめ協議いただくものと、経営責任者や施設長等の変更等変更後に届けていただくものがあります。認可内容を変更する場合(保育所で児童発達支援施設等を開設する場合、定員を20人程度減少させる場合も含む)は、担当者までご相談ください。工事を伴う認可内容の変更を伴う場合は計画段階でご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

3 認定こども園の休廃止

認定こども園の休止及び廃止を行う場合は、やむを得ない場合を除き遅くとも休止及び廃止を行う日の1年前までに、設置者は、その時期や園児の処遇について、市長及び認定こども園の設置がある区長と協議し、合意を得ていただく必要があります。

なお、休止及び廃止後についても、すべての園児に必要な教育・保育が、継続的に提供されるまで、施設その他の関係者との連絡調整等を行う必要があります。

4 認定こども園の改善命令等・事業停止命令・設置認可の取消し

(1) 改善命令等

大阪市から設置認可・確認を受けた認定こども園の設備又は運営が幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、設置者に対して期限を定めて必要な改善を勧告することがあります。さらに設置者がその勧告に従わず、かつ、児童の福祉に有害であると認められるときは、期限を定めて改善を命令することがあります。

ア 事業停止命令

大阪市は、設置者が改善命令に従わない時は、外部有識者等の意見を聴き、設置者に対してその認定こども園の事業の停止を命ずることがあります。

イ 設置認可の取消し

大阪市は、設置者が改善命令や事業の停止命令に従わず、違反したときは、認可・確認の取消しを行うことがあります。また、子ども・子育て支援情報公表システム(通称「ここdeサーチ」)における経営情報の未報告や虚偽報告等については、確認の取消しをすることがあります。

③ 幼保連携型認定こども園

1 職員配置

ア 一覧（◎＝必ず置く、○＝置くよう努める）

	基準	職種	資格要件	職務内容
管理職	◎	園長	以下の全てが必要 ・教諭の専修免許状又は一種免許状 ・保育士資格及び登録 ・教育又は児童福祉に関する職に5年以上の経験	・園務をつかさどり、所属職員を監督する
	○	副園長	・園長に同じ	・園長を助け、命を受けて園務をつかさどる ・園長に事故があるときはその職務を代理する
		教頭		・園長及び副園長を助け、園務を整理し、並びに必要なに応じ園児の教育及び保育をつかさどる ・園長及び副園長に事故があるときは、その職務を代理する
保育教諭	◎	主幹保育教諭	以下の2つを併有 ・幼稚園教諭の普通免許状 ・保育士資格及び登録	・園長（副園長、教頭を含む）助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる
		指導保育教諭		・園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う
		保育教諭		・園児の教育及び保育をつかさどる
		助保育教諭	以下の2つを併有 ・幼稚園の助教諭の臨時免許状 ・保育士資格及び登録	・保育教諭の職務を助ける ・保育教諭又は助保育教諭に準じる職務に従事する ・常時勤務に服しないことができる
		講師		
調理員	◎（※1）	調理員	—	・調理業務をつかさどる
学校医	◎	学校医	医師免許	・医療行為及び保健衛生に関する業務 ・入園児健康診断 ・年2回以上の定期健康診断
学校歯科医	◎	学校歯科医	歯科医師免許	・医療行為及び保健衛生に関する業務 ・年1回以上の定期歯科検診
学校薬剤師	◎	学校薬剤師	薬剤師免許	・薬品等の管理及び保健衛生に関する業務
養護教諭	○	主幹養護教諭	養護教諭の普通免許状	・園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び満3歳以上の園児の養護をつかさどる
		養護教諭		・満3歳以上の園児の養護をつかさどる
		養護助教諭		・養護教諭の職務を助ける
栄養教諭		主幹栄養教諭	栄養教諭の普通免許状	・園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる
		栄養教諭		・園児の栄養の指導及び管理をつかさどる
事務	◎（※2）	事務職員	—	・事務に従事する

※1 調理業務の全部を委託する等の場合、配置は不要です。

※2 園長等の職員がそれぞれ兼務する場合又は業務委託する場合、配置は不要です。

イ 配置基準及び資格要件

(園長)

【配置基準】

1人必要です。

【職員の資格】

以下の全てを満たす必要があります。

- ① 教諭の専修免許状又は一種免許状を有する
- ② 保育士資格を有し、保育士の登録を受けている
- ③ 教育又は児童福祉に関する職に5年以上就いている

③について、詳しくは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」(平成18年内閣府/文部科学省/厚生労働省令第2号)第12条各号を参照してください。

ただし、幼保連携型認定こども園の運営上、特に必要がある場合には、当該施設を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、資格及び経験を有する者と同等の資質を有すると認める者を園長として法人が任命し、又は採用することができます。

(保育教諭)

【配置基準】

年齢別配置基準		
配 置 基 準	0歳児	児童3人につき1人
	1・2歳児	児童6人につき1人
	3歳児	児童15人につき1人※1
	4・5歳児	児童25人につき1人※1
	※ 常時2人を下回ることはできない ※ 学級担任専任の保育教諭等(主幹保育教諭又は指導保育教諭でも可)を各学級に1人以上配置	
保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は、このほか常勤の保育教諭等1人(施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師でも可)		
2号及び3号の利用定員90人以下の施設は、このほか常勤の保育教諭等を1人		
主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人		

※ 保育教諭等は、各年齢の児童数を年齢別配置基準数で除し、小数点第2位以下を切り捨て、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した人数が必要です。
※ 常勤換算可

※1 保育教諭等の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の規定を適用しない。この場合において、改正前の規定(3歳児は児童20人につき1人、4・5歳児は児童30人につき1人)を適用する。

【職員の資格】

以下の全てを満たす必要があります。

- ① 幼稚園教諭の普通免許状（専修、一種、二種）
（助保育教諭及び講師については臨時免許状で可）
- ② 保育士資格を有し、保育士の登録を受けている

上記に該当しない場合であっても、特例措置により、令和 11 年度末まで、①②どちらかの免許又は資格を有している者については、取得していないものの取得に努めることを前提として、保育教諭として従事できるものとします。

ただし、学級を担当する者については幼稚園教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満のこどもの保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいです。

【学級担当について】

原則として、学級担当は保育教諭（主幹保育教諭又は指導保育教諭でも可）が専任します。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該園の学級数の 1/3 の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師でも可とします。

（令和 11 年度末までの保育士資格及び幼稚園教諭の普通免許状の併有に向けた特例措置）

・「保育士資格」取得に係る特例措置

- ① 幼稚園免許状を有する者について、幼稚園、認定こども園、保育所等において3年以上かつ 4320 時間以上従事し、指定保育士養成施設において規定する8単位を修得した場合に保育士資格を取得可能とする特例
- ② 3年の実務経験に加えて平成 27 年度以降に幼保連携型認定こども園において2年以上かつ 2880 時間以上従事した場合、規定する8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例

・「幼稚園教諭の普通免許状」の取得に係る特例措置

- ① 保育士資格を取得した後、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令 26 号。以下「施行規則」という。）附則第8項で規定する職員としての3年かつ 4,320 時間以上の良好な勤務成績があり、かつ施行規則附則第 10 項の表備考第2号で規定する8単位を修得した者が幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状を取得可能な特例
- ② また上記の特例の勤務経験に係る要件を満たした上で更に幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての勤務経験を2年かつ 2,880 時間以上有する職員については、修得すべき当該8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例

(調理員)

【配置基準】(※常勤換算可)

利用定員(2・3号)	配置人数
40人以下	常勤1人
41人以上150人以下	常勤2人
151人以上	3人(うち1人は非常勤)

※ 自園において調理業務の全部を委託する等の場合は、調理員を配置しなくても差し支えありません。

【職員の資格】

特になし。

(学校医、学校歯科医、学校薬剤師)

【配置基準】

常勤である必要はありませんが、それぞれ1人ずつ配置が必要です。

【職員の資格】

学校医については医師免許が、学校歯科医については歯科医師免許が、学校薬剤師については薬剤師免許が必要です。

(事務職員)

【配置基準】

1人及び非常勤事務職員1人が必要です。

※園長等の職員がそれぞれ兼務する場合又は業務委託する場合、配置は不要です。

【職員の資格】

特になし。

ウ 配置することが望ましい職員について

以下の職員については、置くように努めてください。

○副園長又は教頭

○主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

○事務職員…園長等が兼務する場合、配置は不要ですが、専任者がいる方が望ましいです。

エ 看護師・保健師の取扱いについて

当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を保育教諭とみなすことができます。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が

保育を行うに当たって、当該幼保連携型認定こども園の保育教諭による支援を受け
ることができる体制を確保しなければなりません。

ただし、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教
育に従事することはできません。

2 設備基準

次ページ以降の表を参照してください。

なお、移行特例については、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及
び運営に関する基準」が施行された平成27年4月1日の前日において、現に保育所又
は幼稚園を設置している者が、当該施設を廃止し、当該施設と同一の所在場所において、
当該施設の設備を用いて幼保連携型認定こども園に移行する場合に適用することがで
きます。

幼児連携型認定こども園 設備基準

基準	移行特例	保育所から								
<p>園舎及び園庭の位置</p> <p>○同一敷地内に又は隣接する位置に設けることを原則とする</p> <p>○2階建以下を原則とする</p> <p>○2方向の出入口を確保すること</p> <p>○保育室等（便所を含む）を2階以上に設置する場合、次の要件を満たすこと</p>	<p>—</p>	<p>—</p>								
<p>建物の構造</p> <table border="1" data-bbox="448 1003 711 1697"> <thead> <tr> <th>建物構造</th> <th>2階に設置</th> <th>3階に設置</th> <th>4階以上に設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階段など（それぞれに1つ以上設置）</td> <td>耐火建築物 屋内階段 屋外階段 屋外傾斜路等 避難用</td> <td>耐火建築物 屋内避難階段 屋外階段 屋外傾斜路等 屋内避難階段※ 退避上有効なハルコニー</td> <td>耐火建築物 屋内避難階段 屋外傾斜路 屋内避難階段※</td> </tr> </tbody> </table> <p>•ただし、階数については、災害時の避難や救出に支障のない程度とすること</p> <p>•※避難用の屋内避難階段には、付室又はハルコニーが必要となる。</p> <p>•詳細については、以下を参照すること</p> <p>(1) 2階建の場合…児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びハの要件を満たすこと（保育室等には便所を含む）</p> <p>(2) 3階建以上の場合…児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号の要件を満たすこと（保育室等には便所を含む）</p>	建物構造	2階に設置	3階に設置	4階以上に設置	階段など（それぞれに1つ以上設置）	耐火建築物 屋内階段 屋外階段 屋外傾斜路等 避難用	耐火建築物 屋内避難階段 屋外階段 屋外傾斜路等 屋内避難階段※ 退避上有効なハルコニー	耐火建築物 屋内避難階段 屋外傾斜路 屋内避難階段※	<p>○同一所在場所で当該幼稚園の設備を用いる場合、以下の基準で可。</p> <p>•保育室等が2階にある場合、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えること</p>	<p>○同一所在場所で当該保育所の設備を用いる場合、以下の基準で可。</p> <p>•保育室等が2階にある場合、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすこと</p>
建物構造	2階に設置	3階に設置	4階以上に設置							
階段など（それぞれに1つ以上設置）	耐火建築物 屋内階段 屋外階段 屋外傾斜路等 避難用	耐火建築物 屋内避難階段 屋外階段 屋外傾斜路等 屋内避難階段※ 退避上有効なハルコニー	耐火建築物 屋内避難階段 屋外傾斜路 屋内避難階段※							
<p>保育室等の位置</p> <p>○1階を原則とする</p> <p>○3階以上の階に設ける場合、原則として、満3歳未満の園児の保育室とすること</p> <p>ただし、次の要件（屋上を園庭とみなすことができる条件に同じ）を満たすときは、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上に設置することができる</p> <p>(1) 耐火建築物であること</p> <p>(2) 教育・保育が、効果的に実施できるような環境となるよう配慮すること</p> <p>(3) 園児の利用しやすい場所に、便所・水飲み場等を設けること</p> <p>(4) 避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等、防災上の観点（※）に留意すること</p> <p>(5) 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて、自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できること</p> <p>(6) 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること</p> <p>(※) 防災上の観点とは、以下をさす。</p> <p>①耐火建築物であり、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること</p> <p>②屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること</p> <p>③屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること</p> <p>④油その他引火性の強いものを置かないこと</p> <p>⑤屋上の周囲には、金網やネットを設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること</p> <p>⑥警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること</p> <p>⑦消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること</p>	<p>—</p>	<p>—</p>								

幼保連携型認定こども園 設備基準

基準	移行特例 幼稚園から	保育所から																		
<p>○以下の(1) + (2)以上の面積が必要。</p> <p>(1) 満3歳未満の保育室を除いた総面積 (廊下等も含む)</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積 (m²)</td> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </table> <p>※学級数=3～5歳児の保育室数</p> <p>(2) 満3歳未満の保育室</p> <table border="1"> <tr> <td>歳児</td> <td>面積 (m²)</td> <td>×認可定員</td> </tr> <tr> <td>0歳児</td> <td>5</td> <td>×認可定員</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3</td> <td>×認可定員</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>1.98</td> <td>×認可定員</td> </tr> </table>	学級数	面積 (m ²)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	歳児	面積 (m ²)	×認可定員	0歳児	5	×認可定員	1歳児	3.3	×認可定員	2歳児	1.98	×認可定員		<p>○同一所在場所で当該保育所の設備を用いる場合、以下の基準で可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎の面積は、保育所基準により算出した面積
学級数	面積 (m ²)																			
1学級	180																			
2学級以上	320+100×(学級数-2)																			
歳児	面積 (m ²)	×認可定員																		
0歳児	5	×認可定員																		
1歳児	3.3	×認可定員																		
2歳児	1.98	×認可定員																		
<p>園舎の面積</p>																				
<p>○以下の設備が必要。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童の年齢</th> <th>面積(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母乳 室(小児 <室</td> <td>5m²</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>3.3m²</td> </tr> <tr> <td>・遊 戯 室</td> <td>1.98 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)児童一人あたりに必要な面積</p> <p>保育室以外の設備 職員室、保健室(職員室と兼用は可)、調理室、便所(定員及び年齢に見合う設備、個室を備えること)、飲料水用設備、手洗い及び足洗い用設備</p> <p>0歳児を保育する場合 調乳設備</p> <p>0・1歳児を保育する場合 沐浴設備</p> <p>2歳児を保育する場合 シャワー設備</p> <p>その他 採光、換気が良好であること。</p> <p>○3歳以上児の保育室の数は、学級数を下回らないこと。 ○面積は、建築基準法施行令で定める方法(壁芯)により算出すること。 ○次の設備を備えるように努めること。 ・放送聴取設備 ・映写設備 ・水遊び場 ・園児清浄用設備 ・図書室 ・会議室</p> <p>○学級数及び園児数に、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備え、常に改善し、補充すること。</p>	児童の年齢	面積(※)	母乳 室(小児 <室	5m ²	保育室	3.3m ²	・遊 戯 室	1.98 m ²	<p>○同一所在場所で当該幼稚園の設備を用いる場合、以下の基準で可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児の保育室の面積は53m²以上とすること。 ただし、満3歳以上満4歳未満の園児の保育室の面積について、1学級の園児の数を25人以下とする場合、保育室の面積は41m²以上とすること。 	<p>保育所から</p> <p>○同一所在場所で当該保育所の設備を用いる場合、以下の基準で可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎の面積は、保育所基準により算出した面積 										
児童の年齢	面積(※)																			
母乳 室(小児 <室	5m ²																			
保育室	3.3m ²																			
・遊 戯 室	1.98 m ²																			
<p>設備</p>																				

幼保連携型認定こども園 設備基準

基準	移行特別 幼稚園から 保育所から	移行特別 幼稚園から 保育所から
<p>園庭の面積</p>	<p>○同一所在場所で当該幼稚園の設備を用いる場合、以下の基準で可。 ・下記面積+3.3m²×満2歳の園児数で算出した面積以上 【2学級以下】 330m²+30m²×(学級数-1) 【3学級以上】 400m²+80m²×(学級数-3)</p>	<p>○同一所在場所で当該保育所の設備を用いる場合、以下の基準で可。 ・3.3m²×2歳以上の園児数で算出した面積以上 (2歳児に限りの代替地算入可能)</p>
<p>屋上園庭の面積算入</p>	<p>次の要件を全て満たす場合、屋上を面積算入することができる。 (1) 耐火建築物であること (2) 教育・保育が、効果的に実施できるような環境となるよう配慮すること (3) 園児の利用しやすい場所に、便所・水飲み場等を設けること (4) 避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等、防災上の観点(※)に留意すること (5) 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戶外(屋上)の環境を結びつけて、自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できること (6) 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること</p>	<p>○同一所在場所で当該施設の設備を用いる場合、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、以下の基準で可。 ・左記(1)～(4)の要件を満たす場合、屋上を面積算入することができる</p>
<p>2歳児の園庭の代替地算入(3歳児以上は不可)</p>	<p>○同一所在場所で当該施設の設備を用いる場合、当分の間、以下の基準で可。なお、この場合、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。 (1) 園児が安全に移動できる場所 ・移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること ・当該園庭の周囲がフェンス等により囲われていること ・当該園庭の入口にこどもの飛出し等の防止措置があること ・当該園庭内に危険物及び危険箇所がないこと ・緊急時の連絡体制が整っていること (2) 園児が安全に利用できる場所 (3) 園児が日常的に利用可能な場所 ・保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること ・所有権を有する者が地方公共団体又は公民団体の他、地域の事情に即して信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること (4) 教育及び保育の適切な提供が可能なる場所 ・園児にとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること ・運動会等の行事に当たって、すべての園児の一声の活動が可能であること</p>	<p>○同一所在場所で当該施設の設備を用いる場合、当分の間、以下の基準で可。なお、この場合、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。 (1) 園児が安全に移動できる場所 ・移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること ・当該園庭の周囲がフェンス等により囲われていること ・当該園庭の入口にこどもの飛出し等の防止措置があること ・当該園庭内に危険物及び危険箇所がないこと ・緊急時の連絡体制が整っていること (2) 園児が安全に利用できる場所 (3) 園児が日常的に利用可能な場所 ・保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること ・所有権を有する者が地方公共団体又は公民団体の他、地域の事情に即して信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること (4) 教育及び保育の適切な提供が可能なる場所 ・園児にとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること ・運動会等の行事に当たって、すべての園児の一声の活動が可能であること</p>

(※) 前々ページ参照。

4 幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園

1 職員配置

ア 一覧（◎＝必ず置く）

基準	職種	資格要件	職務内容
◎	園長	・教育及び保育並びに子育て支援を提供する認定こども園の機能を総合的に発揮させるよう、管理及び運営を行う能力を有する者	・園務をつかさどり、所属職員を監督する
◎	教育・保育に携わる職員	以下の2つを併有 ・幼稚園教諭の普通免許状 ・保育士資格	・園児の教育及び保育をつかさどる
◎（※1）	調理員	—	・調理業務をつかさどる
◎	嘱託医 （学校医）	医師免許	・医療行為及び保健衛生に関する業務 ・入所時健康診断 ・年度途中の定期健康診断
◎	嘱託歯科医 （学校歯科医）	歯科医師免許	・医療行為及び保健衛生に関する業務 ・年1回以上の定期歯科検診
◎（※2）	学校薬剤師	薬剤師免許	・薬品等の管理及び保健衛生に関する業務
◎（※3）	事務職員	—	・事務に従事する

（※1）調理業務の全部を委託する場合、配置は不要です。

（※2）幼稚園型認定こども園において必置ですが、保育所型認定こども園においては不要です。

（※3）園長等の職員がそれぞれ兼務する場合又は業務委託する場合、配置は不要です。

イ 配置基準及び資格要件

（園長）

【配置基準】

1人必要です。

【職員の資格】

教育及び保育並びに子育て支援を提供する認定こども園の機能を総合的に発揮させるよう、管理及び運営を行う能力を有する必要があります。

管理及び運営を行う能力とは、幼保連携型認定こども園の園長に求められる資格に準じることとし、以下の全てを満たすことを指します。

- ① 教諭の専修免許状又は一種免許状を有する
- ② 保育士資格を有し、保育士の登録を受けている
- ③ 教育又は児童福祉に関する職に5年以上就いている

③について、詳しくは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」（平成18年内閣府／文部科学省／厚生労働省令第2号）第12条各号を参照してください。

ただし、幼保連携型認定こども園と同様に運営上、特に必要がある場合には、当該施設を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、資格及び経験を有する者と同等の資質を有すると認める者を園長として法人が任命し、又は採用することができます。

(教育・保育に携わる職員)

【配置基準】

年齢別配置基準		
配置基準	0歳児	児童3人につき1人
	1・2歳児	児童6人につき1人
	3歳児	児童15人につき1人※1
	4・5歳児	児童25人につき1人※1
	※ 常時2人を下ることはできない ※ 学級担任専任の教育・保育に携わる職員を各学級に1人以上配置	
保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は、このほか常勤の教育・保育に携わる職員1人（施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師でも可）		
2号及び3号の利用定員90人以下の施設は、このほか常勤の教育・保育に携わる職員を1人		
主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替教育・保育に携わる職員を2人		

※ 教育・保育に携わる職員は、各年齢の児童数を年齢別配置基準数で除し、小数点第2位以下を切り捨て、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した人数が必要です。
 ※ 常勤換算可

※1 保育教諭等の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の規定を適用しない。この場合において、改正前の規定（3歳児は児童20人につき1人、4・5歳児は児童30人につき1人）を適用する。

【職員の資格】

	必要な資格
満3歳未満	保育士資格
満3歳以上	幼稚園教諭の免許状又は保育士資格（※）

【保育所型認定こども園における学級担当について】

原則として、学級担当は幼稚園教諭の免許状を有する者である必要があります。ただし、それが困難であるときは、保育士資格を有する者のうち、意欲・適性・能

力等を考慮して適当と認められる者（※）であって、幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力を行っている者でも可とします。

【幼稚園型認定こども園における満3歳以上児の保育時間について】

原則として、保育に直接従事する者は、保育士資格を有する者である必要があります。ただし、満3歳以上児において、それが困難であるときは、幼稚園教諭の免許状を有する者のうち、意欲・適性・能力等を考慮して適当と認められる者（※）であって、保育士資格の取得に向けた努力を行っている者でも可とします。

※「意欲・適性・能力等を考慮して適当と認められる者」とは、当該意欲・適性・能力等の事実が確認できるものであるものとする。

【併有に向けた努力、幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力、保育士資格の取得に向けた努力について】

以下のいずれかを実施していることを指します。また認定の申請日から3年以内に取得するよう努めるものとする。

- ① 申請日より過去3年以内に、資格を取得するため大学若しくは専修学校の通信講座又は夜間講座において所要の単位の修得に向けて履修していること。
- ② その他の通信講座の受講又は勉強会への参加その他併有に向けた努力を行っていることが客観的に認められる事由があること。

（調理員）

【配置基準】（※常勤換算可）

利用定員（2・3号）	配置人数
40人以下	常勤1人
41人以上150人以下	常勤2人
151人以上	3人（うち1人は非常勤）

※給食は、原則として認定こども園内の調理室で調理する必要があります。自園において調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しなくても差し支えありません。

【職員の資格】

特になし。

（嘱託医、嘱託歯科医、学校薬剤師）

【配置基準】

常勤である必要はありませんが、それぞれ1人ずつ配置が必要です。

ただし、学校薬剤師については、保育所型認定こども園においては必置ではありません。

【職員の資格】

嘱託医（学校医）については医師免許が、嘱託歯科医（学校歯科医）については歯科医師免許が、学校薬剤師については薬剤師免許が必要です。

（事務職員）

【配置基準】

1人及び非常勤事務職員1人が必要です。

※園長等の職員がそれぞれ兼務する場合又は業務委託する場合、配置は不要です。

【職員の資格】

特になし。

2 設備基準

幼稚園型認定こども園の設備基準は幼稚園と、保育所型認定こども園の設備基準は保育所とそれぞれ概ね同じです。

新たに建物を設置する場合や幼稚園型認定こども園において3号認定こどもの定員設定を行う場合の設備条件は幼保連携型認定こども園になりますので、ご注意ください。

ただし、3号認定こどもの2歳児の園庭にかかる代替地については、幼稚園型認定こども園では認められませんので、ご注意ください（自園の園庭で2歳児にかかる面積も確保する必要があります。）。また幼稚園型認定こども園において3号認定こどもの定員設定を行う場合、園舎の面積から3号認定こどもの利用部分の面積（共用部分は定員により按分した面積）を除いた面積について、幼稚園設置基準を満たす必要がありますので、この点についてもご注意ください。

なお、幼稚園型認定こども園において必要となる調理室若しくは調理設備については、「**⑥ 運営について6 食事の提供**」をご参照ください。

また、認定こども園では、3歳以上のこどもについて学級の編制をする必要がありますが、各学級には、それぞれ独立した保育室を設ける必要があります（ただし、1つの保育室を間仕切り等で区切ることで構いません。）。

⑤ 分園の設置について

1 大阪市内で認定こども園の分園を設置する要件

- (1) 設置経営主体は、大阪市内に本体となる認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く、以下「本園」という。）を設置経営する法人とする。
- (2) 分園は、本園の園長のもとに、本園と一体的に施設運営が行われるものとする。
- (3) 分園は、原則として本園と同一区内において設置するものとし、本園との距離は通常の交通手段により 30 分以内の距離を目安とする。
なお、分園は本園と同一の敷地内に設置できないものとする。
- (4) 分園の定員は、30 人未満を目安とする。分園の利用児童が、対象年齢終了後、引き続き本園において教育・保育を受けることができるように定員を設定すること。
- (5) 開園時間は 1 日 11 時間以上とし、基本的に本園に準じるものとする。
ただし、園児の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保したうえで、分園の園児が対象年齢終了後に引き続き本園において教育・保育を受けることに支障がない限り、本園と分園の開園時間に差を設けることは可能である。
- (6) 土地、建物については、原則として設置主体の自己所有であること
ただし、次の条件を満たす場合、賃貸物件でも設置することができます。
 - ア 地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に本園において教育・保育を行うことができるなど適切な対応が採られている場合はこの限りではない。
 - イ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること
- (7) 建物については、(6) のほか次の要件を満たすこと。
 - ア 建築確認済証及び検査済証の交付が確認されており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）が行うことができること。
 - イ 現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認通知を受けた建物の場合、耐震調査を実施し、問題のないもの、又は、耐震基準を満たしていない場合は、選定後に改修を実施すること（耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要です）。

2 分園にかかる認可基準

（1）設備にかかる基準

認定こども園と同じ基準を満たす必要があります。

ただし、調理室及び医務室については、本園にあることから、一定の条件をもとに分園には設置しないことができます。

【調理室を置かない場合】

本園の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることないよう留意し、原則として分園においても調理設備（加熱機器、冷蔵庫、流し、配膳器具等）を設置し、他の設備と区画してください。

【医務室を置かない場合】

分園においても医薬品を備えるようにしてください。

（2）建物の構造及び避難施設等

2方向の出入口を確保する必要があります。

保育室を2階以上に設置する場合の基準は認定こども園と同じです。

（3）職員配置

教育及び保育に従事する職員の配置基準は認定こども園と同じ基準で、本園とは別に分園1施設において、同様の配置が必要です。また、分園1施設において常時2人以上の教育及び保育に従事する職員が配置されている必要があります。

なお分園に調理室を設置しない場合、調理員を置く必要はありません。また学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は本園と一括して委嘱しても構いません。

（4）子育て支援事業

分園においても、地域の実情に応じて子育て支援事業の実施に努める必要があります。

（5）既存分園について

幼稚園又は保育所から認定こども園への移行時に、すでに既存施設に設置されている分園については、引き続き分園として設置することが可能です。ただし上記基準に適合するよう努める必要があります。

⑥ 運営について

1 保育・教育の提供日について

教育時間についてですが、毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情（台風等の非常変災、伝染病の流行など）のある場合を除き、39週を下回ってはいけません。1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準時間とします。1号認定こども・2号認定こどもは一緒に教育を受けることとなりますので、共通教育時間は保育時間の中に含むようにしてください。

保育の提供日は年末年始（12月29日から1月3日まで）、国民の祝日及び休日を除く、月曜日から土曜日までとなります。開園時間は、保護者の労働時間その他家庭の状況を鑑み、11時間以上を原則とします。1号認定こどもだけとなった場合はこの限りではありませんが、保育を必要とするこどもがいる場合は、必ず保育を提供していただく必要があります。

2 入園等の手続き

ー1. 入園手続き

認定こども園の入園申込みは、1号認定こどもは各園にて、2号認定こども及び3号認定こどもは各区保健福祉センターにて随時受け付けます。年度当初（4月1日）からの入園については、入園希望者やこどもの異動が多く、調整に時間がかかるため、2・3号認定こどもは、各区保健福祉センターが秋頃から募集・利用調整を行います。

ア 4月1日入園（一斉申込み）

- | | | |
|-----------|--------|-------------------------------------|
| 9月から10月まで | (1号) | 入園説明会及び入園受付、入園内定 |
| | (2・3号) | 各区及び各園にて申込書の配布及び受付 |
| 10月から1月まで | (2・3号) | 利用調整（※） |
| 1月下旬 | (1号) | 各園経由での支給認定証等の配付 |
| | (2・3号) | 各区から保護者に支給認定証・利用調整結果通知書の送付及び各施設への連絡 |

（※）2・3号における利用調整の流れ

- ① 保護者が区役所へ利用申込書類を提出する。
- ② 区役所担当者が保護者の面接を行い、世帯状況・こどもの様子を確認する。
- ③ 区役所が保護者から提出された書類をもとに、申込世帯の保育の必要状況を点数化する。
- ④ 点数の高い世帯から利用内定を行う。

イ 年度途中入園

年度途中入園については、2号認定こども及び3号認定こどもの場合、原則として、入所希望月の前月5日までに申込みをしていただくことになります。

園児の退園等により年度途中の受入れが可能な場合は、各区保健福祉センターと連携し、積極的な受入れにご協力をお願いします。

一 2. 利用契約

教育・保育給付認定を受け、利用内定した保護者と各園は、施設利用について契約を結びます。各園はあらかじめ、運営規程の概要等、施設の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して保護者に説明を行い、利用の開始について保護者の同意を得てください。なお、2・3号認定こどもの利用については、区保健福祉センターで利用調整を行っており、各園には区保健福祉センターからの利用の要請に対する応諾義務がありますので、ご協力をお願いします。

利用契約を締結した場合は、各区保健福祉センターから送付する「利用予定者一覧」に契約した児童について利用開始日を記入のうえ、「特定教育・保育施設利用契約締結にかかる報告について」と合わせて各区保健福祉センターに提出してください。

一 3. 入園後の手続き

保護者が必要に応じて行う以下の手続きについては、各園に申請書等の配付をお願いしています。各区保健福祉センターの開所時間に手続きのために何度も来所いただくことは、保護者の負担となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

ア 現況届を提出する場合

翌年度以降も2号認定又は3号認定を受けて同じ園を利用する場合（有効期間が3歳到達や就学前までのもの）については、年に1回の現況届により認定内容に変更等がないかどうかを確認します。

配付時期は1月頃であり、必要に応じ保育の必要性を確認できる書類等の提出を求めます。認定の有効期間内であっても、現況届により認定内容を変更すべきこと等が判明した場合は、認定変更申請を行うよう保護者あてに通知します。

イ 3歳到達の場合

3号認定こども（0～2歳児）で、認定の有効期間内に3歳到達を迎えることについては、満3歳に到達すると自動的に2号認定に切り替わります。保護者に手続きをしていただく必要はなく、新しい支給認定証を各園経由で交付します。

ウ 教育・保育給付認定の更新

求職活動中等の理由により、園の利用中に支給認定の有効期間が満了し、満了後も引き続き利用を希望する場合には、認定の更新の手続きが必要です。更新時期は保育事由により様々ですが、有効期間満了が近づいた保護者に対しては、区保健福祉センターから園経由で認定更新申請書や証明書類の提出依頼を行います。送付を受けた場合には、随時配付・回収をお願いします。

エ 教育・保育給付認定内容の変更や利用を終了する場合

認定内容に変更があった場合は、保護者から「異動届兼支給認定変更申請書」を提出してもらい、複写を各区保健福祉センターに送付してください。

利用を終了する場合（退園する場合）についても、「異動届兼支給認定変更申請書」の提出が必要です。

2号（1号）認定を受けている保護者のこどもが1号（2号）認定への変更を希望する場合は、「異動届兼支給認定変更申請書」ではなく、1号（2号）認定の申請書を新たに提出してもらいます。

ー 4. 施設等利用給付に関する手続き

令和元年 10 月からの国の幼児教育・保育無償化により、教育・保育給付認定 1号認定を受けているこどもで、『保育の必要性』のあるこどもが預かり保育を利用する場合は、預かり保育利用料が無償化対象となります。

この無償化の対象となるためには、教育・保育給付認定とは別に、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

施設等利用給付の詳細については、「**⑥ 運営について** 10 給付費及び補助金等について」を参照してください。

3 教育・保育内容

乳幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期です。また生理的、心理的な諸条件や生育環境の違いにより、こどもの個人差が大きいこの時期において、こども一人一人の健やかな育ちを保障するためには、こども自らが安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるような環境が整えられ、愛情豊かな大人のかかわり合いが十分に行われることが重要です。

そのため、認定こども園においては、こどもの発達の特性と発達の過程を十分に理解し、こども一人一人の発達過程に応じて、見通しを持って教育及び保育を行うことが求められます。また認定こども園における教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育との円滑な接続ができるよう、小学校との連携をはかるようにしてください。

なお幼保連携型認定こども園では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を遵守しなければなりません。また幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における教育・保育の内容は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づかなければなりません。

【参考】

※「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」・・・平成29年3月

[・幼保連携型認定こども園教育・保育要領\(◆平成 29 年 03 月 31 日内閣府告示文部科](#)

[学省告示厚生労働省告示第1号 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

※「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」・・・平成30年3月

[教育・保育要領告示文・解説・要録・事例集・参考資料等 | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp)

4 学級の編制

満3歳以上の園児については、学級を編制し、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある園児で編制することが原則です。1学級につき、1保育室が必要となりますので、ご注意ください。なお、満3歳未満の園児については、学級の編制は必要ありません。

1学級の園児数は、3歳児は25人以下、4・5歳児は35人以下が原則です。

ただし、3歳児においては、以下の事由のいずれかに該当する場合は、1学級35人以下とすることを認める場合があります。

- (1) 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること
- (2) 年度当初の学級編制時から園児数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により本市が定める子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であって、大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）第4条第2項但し書きの規定を適用することにより本市の待機児童の解消に資することができること

【学年の途中で満3歳に達した場合の取扱い】

満3歳に達した段階で、1号又は2号に該当することとなり、学級編制が必要となりますが、このような場合については、たとえば、以下の(1)～(3)までの対応など、弾力的な取扱いをすることができるものとします。

- (1) 園児が満3歳に達した当該年度中は、引き続き2歳児クラス等に残る
- (2) 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）へ移る
- (3) 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）とは別に、満3歳児学級を設ける 等

5 子育て支援事業

－ 1. 概要

保護者の子育てする力の向上を支援することを目的として実施される事業で、園児及びその保護者だけでなく、地域の子育て家庭すべてが対象です。次のいずれにも該当することが必要です。

- ・保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること
- ・当事業に従事する者は認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること
- ・相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること
- ・当事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること
- ・当事業に関し、研修等を実施し、また職員が研修等へ参加ができる勤務体制を整える等の計画を作成すること
- ・大阪市等からの委託事業等ではないこと

一 2. 子育て支援事業の種類

地域のニーズに応じて、以下から1つ以上の事業を実施する必要があります。ただし、大阪市又は大阪府からの委託及び補助事業については対象外となります。

(ア) 親子の集いの場の提供等による情報提供・相談支援事業

- ・地域の親子を対象とし、10組以上のこども及びその保護者が利用可能であること
- ・相互交流できる場所を提供し、こどもの養育に関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の必要な援助を行うこと
- ・授乳コーナーなど、乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する部屋を用意すること
- ・週に1回以上実施すること

(イ) 地域の家庭に対する情報提供・相談支援事業

- ・地域の家庭において、こどもの養育に関する保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の必要な援助を行うこと
- ・情報提供・相談支援を実施する部屋を用意すること（電話による相談は対象外）
- ・週に1回以上実施すること

(ウ) 一時預かり事業

- ・保護者の疾病等の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域のこどもに対して、認定こども園又はその居宅において保護を行うこと
- ・対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて必要な設備（医務室、調理室、屋外遊戯場を除く）を設けること

(エ) 保護者と地域の子育て支援団体等との連絡・調整事業

- ・子育て家庭の個別ニーズを把握すること
- ・地域の子育て支援を行うボランティア、NPO、専門機関等の地域の人材や

社会資源についての情報集約を行うこと。

- ・子育て支援を希望する保護者に対して、地域の人材や社会資源の情報提供・相談・利用支援・アフターフォローを行うこと
- ・開園時間中は常時実施できるものであること

(オ) 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言事業

- ・子育て支援を行う関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うこと
- ・地域の子育て資源の育成、社会資源の開発等を行うこと
- ・地域課題の発見・共有を行うこと
- ・開園時間中は常時実施できるものであること

6 食事の提供

－1. 概要

	1号	2号	3号
食事の提供	任意 (2号と合わせることが望ましい)	自園調理を原則とする (調理業務委託可)	自園調理 (調理業務委託可)

在園時間が異なる多様な園児がいる認定こども園においては、食事の提供に様々な配慮が必要です。特に保育を必要とするこどもにとって、認定こども園は1日の生活の大半を過ごすところであり、乳幼児期からの日々の食事を通して、発育・発達段階に応じた豊かな体験を積み重ね、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」の基礎を培うことが重要です。

1号認定こどもについては、食事の提供方法は任意ですが、上記の理由から2号認定のこどもと食事の提供方法を合わせることが望ましいです。

2・3号認定こどもについては、原則自園調理としていますが、調理業務委託は可能です。調理業務の委託については、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年児発第86号）を参照してください。

3歳未満児については主食及び副食の提供を、3歳以上児については副食の提供（主食は実費徴収又は持参）を行ってください。また2・3号認定こどもについては、原則として、開園日・開園時間にかかわらず食事の提供が必要です。

－2. 食事の提供の特例

自園調理には、原則として独立した調理室が必要となります。ただし、以下の場合において、調理設備（調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備）で調理室の代替可とする場合があります。ただし、区画等の対応を行う等、衛生面と安全面に配慮した設備・体制を整えるようにしてください。

【満3歳以上の幼児に対して外部搬入を行う場合】

以下に掲げる要件を満たす場合、満3歳以上の幼児に対して、当該施設外で調理し

搬入する方法により、食事の提供を行うことが可能です。この場合、当該施設において食事を適切に提供するための加熱・保存等が可能な調理設備を備えることが必要です。ただし、この特例は満3歳以上の幼児に対してのみ適用されますので、満3歳未満の乳児の定員設定もされている場合は、次の項目も参照してください。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該施設にあり、その管理者が、衛生面、栄養面上等業務上必要な注意を果たし得るような体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること
- (2) 当該施設又は他の施設等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること
- (3) 調理業務の受託者を、当該施設における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること

【自園調理による食事提供対象人数が、20人未満の場合】※保育所型認定こども園以外

食事の提供対象人数が20人未満となる場合に適用されます。たとえば、1・2号認定こどもに対しては上記のとおり外部搬入により食事の提供を行い、3号認定こどもが20人未満で自園調理による食事の提供を行う場合などがあたります。

1・2号認定こどもであっても自園調理による食事の提供を行う場合は食事提供対象人数に含まれます。

また調理設備であっても自園調理は必要です。3歳未満児への食事の提供について、調理業務の委託は可能ですが、外部搬入は不可となります。

ー3. 調乳対応について

0歳児の受入れを行うためには、調乳の対応を行う必要があります。

特定の設備が必要ではありませんが、以下のような対応のできる設備又は体制を整えたうえで、安全面・衛生面に配慮してください。

- (ア) 衛生面と安全性を確保するため、区画等の対応を行うこと
- (イ) 哺乳瓶等について消毒及び衛生的な保管を行うこと

ー4. その他

認定こども園は、子どもにとっては1日の生活の大半を過ごすところであり、提供される食事の意義は大きいです。日々の食事を通して、発育・発達段階に応じた豊かな食

にかかわる体験を積み重ね、生涯にわたって健康で質の高い生活をおくる基本となる「食を営む力」の基礎を培うことが重要です。

ア 栄養管理

乳幼児の健全な発育・発達に必要な栄養量を確保できる献立をあらかじめ作成したうえで、調理・提供を行います。定期的に、栄養量が充足しているかを評価することが必要です。

イ 衛生管理

食事を円滑かつ安全に提供するためには、施設の整備と衛生的な管理並びに職員の健康管理が必要です。

ウ 食物アレルギー対応

職員、保護者、嘱託医、かかりつけ医等が十分な連携を図り、適切に行うことが重要です。

下記の関連通知やガイドライン等に準じて実施してください。

＊「保育所における調理業務の委託について」・・・平成 10 年 2 月 18 日

<http://www.pref.nara.jp/secure/28270/tyouriitaku.pdf>

＊「保育所における食事の提供について」

(平成 22 年 6 月 1 日雇児発 0601 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

＊「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」・・・令和 7 年 9 月

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5f30b36e-6d64-49c2-812f-71fdef462c98/9e082688/20250924-policies-boshihoken-jidoufukukshi-eiyou-01.pdf

＊「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」・・・平成 28 年 1 月 18 日

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/27f4a5b4-53c9-446d-ab3d-7c7055949a26/d6e6d87f/20230929_policies_kokoseido_law_tsuuchi_tsuuchi-h24-h29_511_0.pdf

＊「大量調理施設衛生管理マニュアル」・・・平成 29 年 6 月 16 日最終改正

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000168026.pdf>

＊「授乳・離乳の支援ガイド」(2019 年改定版)・・・平成 31 年 3 月

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04250.html

＊「日本人の食事摂取基準(2025 年版)」・・・令和 6 年 10 月

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44138.html

＊「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019 年改訂版)平成 31 年 4 月

<https://www.jspaci.jp/news/member/20190426-16/>

特定給食施設等(特定かつ多数の者に対して継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設(健康増進法に基づく特定給食施設)、1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する施設(大阪市特定給食施設に準ずる施設に対する指導要綱))に該当する場合、特定給食施設等の設置者は、給食の開始(再開)の日か

ら1か月以内に、開始（再開）届を保健所に提出する必要があります。また、届出事項に変更が生じたときは、変更の日から1か月以内に変更届を、給食を廃止（休止）したときは廃止（休止）届を保健所に提出する必要があります。

また、調理を自園の設備において外部委託する場合は、保健所への営業許可申請が必要です。

7 健康管理

乳幼児は心身ともに未熟で抵抗力も弱く、容易に病気や感染症にかかります。そのため、乳幼児の集団生活の場である認定こども園では、一人一人のこどもの健康状態を把握し、適切な対応を行うことで、こどもの健康の保持・増進を図ります。さらに感染予防対策など、集団としての健康管理も重要となります。よりよい健康管理を行うためには、施設・家庭・嘱託医・地域の関係機関との連携が大切です。

ア 健康診断

入園したこどもについては、必要な健康診断を受けさせることが義務付けられています。健康診断は原則、各施設の嘱託医・学校医により全てのこどもが受診するものとしします。

健康診断の内容・回数等は次のとおりです。

【幼保連携型認定こども園】

- ・内科健康診断：①入園時 ②年2回の定期健康診断（うち1回は6月30日までにすること）
- ・歯科健康診断：年1回（6月30日までにすること）

【幼稚園型認定こども園】

- ・健康診断（内科・歯科）：年1回（6月30日までにすること）

【保育所型認定こども園】

- ・内科健康診断：①入園時 ②年2回の定期健康診断
- ・歯科健康診断：年1回

イ その他の検査

上記健康診断のほか、学校保健安全法施行規則に基づき、毎年度5月～6月上旬頃、2歳児以上を対象に尿検査を、大阪市の予算で実施しています。なお、実施期間以降の途中入所児童等については、各施設が任意で実施するものとしております。

ウ 身体測定

各認定こども園は、こどもの年齢及び成長に応じ、必要な回数の身体測定を実施してください。

エ 衛生管理

常に清潔で安全な環境を維持できるよう配慮してください。施設内外の日常の清掃やこども・職員の手洗い等により清潔を保つよう努めてください。

オ 保健指導

日々の生活の中で、こどもたちが健康に関心を持ち、適切な行動をとれるよう、年齢・発達に応じた指導・援助を行ってください。（手洗い・咳エチケット・歯磨きなど）

カ 感染症発生時の対応

・大阪市こども青少年局では平成 26 年度より感染症による重症化を防ぎ、集団発生を早期に探知し早期に対応するために「学校等欠席者・感染症情報システム（保育園サーベイランス含む）」を導入しています。

＊「学校等欠席者・感染症情報システム（保育園サーベイランス含む）」

https://www.gakkohoken.jp/system_information/

・予防対策や感染症発生時の対応については、こども家庭庁発出の『保育所における感染症対策ガイドライン』に基づいて感染防止対策に努めてください。

＊「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

こども家庭庁ホームページ（保育→関係資料→保育指針等）

・集団発生時等、必要に応じこども青少年局及び各区保健福祉センターに報告してください。

・感染症罹患後の登所（園）については、医師の意見書が必要です。

参考 1：「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」

大阪府医師会学校医学会作成（2023 年 4 月学校保健安全法改正に準拠）
（大阪府医師会ホームページ参照）

参考 2：医師の意見書及び保護者の登園届

上記『保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）』P83～86

キ 感染症拡大時の臨時休業・学級閉鎖

【幼保連携型認定こども園】

・就学前のこどもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法の規定により、予防上必要がある時、臨時に学級閉鎖や休業ができることとされているが、保育の必要性があるこどもも受け入れている児童福祉施設であることを踏まえ、本市及び各施設の学校医並びに学校薬剤師と十分相談のうえ対応する必要があります。

【幼稚園型認定こども園】

・学校保健安全法の規定により、予防上必要がある時、臨時に学級閉鎖や休業ができることとされているが、保育の必要性があるこどもの受け皿となっていることを踏まえ、本市及び各施設の学校医並びに学校薬剤師と十分相談のうえ対応する必要があります。

ク 嘱託医・嘱託歯科医の業務内容

【保育所型認定こども園】

ア 嘱託医

嘱託医は、入所（園）時健康診断、年2回以上の定期健康診断を担うほか、感染症発生時の指導及び必要に応じて健康診断、保健衛生の普及及び予防並びに健康相談等への対応もしていただきます。

イ 嘱託歯科医

嘱託歯科医は、年1回以上の定期口腔健康診断を担うほか、口腔保健衛生の普及及び歯予防並びに口腔健康相談、口腔に対する救急処置などの対応もしていただきます。

ケ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の業務内容

【幼保連携型認定こども園】

ア 学校医

学校医は、入所時健康診断、年2回以上の定期健康診断を担うほか、感染症発生時の指導及び必要に応じて健康診断、保健衛生の普及及び予防並びに健康相談等への対応もしていただきます。

イ 学校歯科医

学校歯科医は、年1回以上の定期歯科健診を担うほか、口腔保健衛生の普及及び歯予防並びに口腔健康相談、口腔に対する救急処置などの対応もしていただきます。

ウ 学校薬剤師

学校薬剤師は、環境衛検査を担うほか、環境衛生維持の改善のための助言、健康相談などの対応もしていただきます。

【幼稚園型認定こども園】

ア 学校医

学校医は、年1回の定期健康診断を担うほか、感染症発生時の指導及び必要に応じて健康診断、保健衛生の普及及び予防並びに健康相談等への対応もしていただきます。

イ 学校歯科医

学校歯科医は、年1回以上の定期歯科健診を担うほか、口腔保健衛生の普及及

びう歯予防並びに口腔健康相談、口腔に対する救急処置などの対応もさせていただきます。

ウ 学校薬剤師

学校薬剤師は、環境衛検査を担うほか、環境衛生維持の改善のための助言、健康相談などの対応もさせていただきます。

8 地域型保育事業所との連携

一 1. 地域型保育事業所とは

0～2歳児を基本的に少人数で保育する事業です。本市には、少人数（6～19人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う「小規模保育事業」と家庭的な雰囲気のもとで少人数（～5人）を対象に保育を行う「家庭的保育事業」等があります。いずれの保育事業についても、開設する事業所の近隣において、認可保育所、認定こども園などと連携しながら運営します。

一 2. 連携内容

大きく「保育内容支援」「代替保育」「卒園後の受け皿」の3つになります。

保育内容支援	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業所に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと
代替保育	地域型保育事業所の保育士等が急病等の場合、代替で保育を提供
卒園後の受け皿	当該地域型保育事業所により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること

※その他、食事の提供に関する支援、嘱託医による健康診断等に関する支援があります。

一 3. 連携の合意

連携施設を確保していない地域型保育事業所も、令和11年度末までは連携施設の確保について猶予される経過措置期間中のため、認可を受けることができますが、経過措置期間内に連携施設を確保する必要があります。

連携施設の確保を促進するため、連携先となる施設へのインセンティブとして「大阪市連携施設支援事業交付金」を実施しております。今後も、近隣の地域型保育事業所から、連携施設になってほしい等の依頼がある可能性があります。連携施設になるかどうかは各施設の判断ですが、大阪市連携施設支援事業交付金の活用もご検討していただき、積極的に地域型保育事業所との連携にご協力いただきますようお願いいたします。3項目全てについては連携ができない場合であっても、「卒園後の受け皿」確保だけでも連携施設になっていただけると幸いです。

なお事業者間の合意については、契約（協定）等が必要です。必要な費用について、事業者間で決定してください。

交付金対象
「保育内容支援」「代替保育」 「卒園後の受け皿」の3項目に合意した 連携先施設に対し、月額24,000円を <u>2カ所目まで交付</u>
<u>「卒園後の受け皿」のみに</u> 合意した連携先施設に月額11,000円
事業実施による加算（園庭開放等4事業） 年間最大712,000円

9 共同保育について

(1) 共同保育とは

保育士等の勤務環境改善を目的に、自園の保育を必要とする児童とともに、利用者数が在籍者数と比較して著しく少ない市内の他の施設・事業所に在籍している保育を必要とする児童を、受け入れて保育することです。

(2) 共同保育の実施について

本市では、これまで共同保育について、平成28年4月7日付厚生労働省通知（「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について）により、土曜日において実施することを認めています。平成31年3月29日付厚生労働省通知（「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について）において、具体的な対応方針が示されたことにより、本市において以前より実施していた土曜日に加え、お盆や年末年始など弾力的な運用が可能であることが明確となったことから、要綱として必要な事項を定めました。

また、令和6年10月1日より設備や職員配置について、依頼施設等に適用される基準等を遵守することを条件に企業主導型保育施設が実施施設等として共同保育を実施することができるよう改正を行いました。

(3) 要綱について

「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等における共同保育実施要綱」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000493036.html>

(4) 提出書類について

ア 共同保育を開始するとき

共同保育開始届及び共同保育に関する合意書の写し

イ 共同保育を変更するとき

共同保育変更届

ウ 共同保育を廃止するとき

共同保育廃止届

(5) 保護者への説明と同意について

共同保育を実施する際、依頼施設等に在籍する児童の保護者に対しては、実施施設等及び依頼施設等の双方から書面による説明が必要となることに加え、共同保育を利用する児童の保護者からは書面による同意も必要となります。

また、実施施設等に在籍する児童の保護者に対しては、書面による説明が必要です。なお、説明する書面及び同意書の書式は問いません。

(6) 合意について

本要綱第4条の実施要件を実施施設等と依頼施設等で協議し、合意のうえ合意書(提出必要)を作成してください。

なお、実施する際の体制や安全対策、費用負担等について合意書とは別に協定書(提出不要)を締結してください。協定書の書式は問いません。

10 給付費及び補助金等について

児童の入所に応じて、次の費用が大阪市から給付及び交付されます。補助金等については、認定こども園の類型や定員の設定によって適用・適用外となるものがありますので、詳細は担当までお尋ねください。

ー1. 施設型給付費について

入所児童数に応じて、施設型給付費が大阪市から施設に支払われます。施設型給付費は公定価格(巻末参照)から保育料を差し引いた額です(保育料については、3ページ参照)。

なお、3歳～5歳児及び市町村民税非課税世帯の0歳～2歳児については、国の幼児教育・保育の無償化、また、本市独自施策により0歳～2歳児の第2子以降についても保育料が無償となっているため、公定価格の全額が支払われます。

(1) 施設型給付費の単価

児童一人あたりの施設型給付費の単価は、基本分単価と加算によって構成されます。なお、一定の要件を充たした場合には、減額調整される場合もあります。

基本分単価、加算・減額調整等の金額については、巻末の単価表をご確認ください。

基本分単価に含まれる職員構成や、加算・減額調整等の要件等については、下記の国通知（こども家庭庁ホームページに掲載）をご確認ください。

※「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について（令和7年8月27日付け通知）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

（2）施設型給付費支払いのスケジュール

ア 4月分

3月24日までに入所決定している児童数に基づき4月の概算額を計算し、4月10日にお支払いします（ただし、土日祝日等暦の影響で、入所決定日、支払日は前後する場合があります。）。

イ 5月分以降

前月の17日までに入所決定している児童数に基づき概算額を計算するとともに、前月までの精算を行います。

下記の算式により計算した当月支払額を、原則として毎月10日にお支払いします（ただし、土日祝日等暦の影響で、支払日は前後する場合があります。）。

当月支払額 = 当月概算額 + （前月までの精算額 - 前月までの概算額）

ウ 決算

年度末に、当該年度中に支払うべき金額と支払い済み額との差額を計算し、過不足を精算します。

（3）加算・減額調整の手続き

ア 加算

加算については、施設からの申請に基づき、本市で加算の可否を審査・決定の上、お支払いします。

時期については、原則として年度の初めに申請書・関係資料を提出いただき、本市が審査の上、夏以降に加算を決定する見込みです。

ただし、既存施設については、4月から暫定的に前年度の加算決定に基づく単価で施設型給付費を支払った上で、当該年度の加算決定後、4月に遡って差額を精算します。

また、新設保育所については、4月から暫定的に処遇改善等加算区分1を8%、他の加算はないものとして施設型給付費を支払った上で、当該年度の加算決定後、4月に遡って差額を精算します。

イ 減額調整

減額調整については、施設からの届出に基づき、又は、本市が事実確認の上、

職権で行います。

一 2. 子育てのための施設等利用給付費について

(1) 対象者

1号認定であって「保育の必要性」がある旨、在籍している施設園を通じて大阪市へ認定申請（新2号認定または新3号認定（※））を行い、認定を受けた子ども

（※）新3号認定（満3歳児）は市町村民税非課税世帯が対象

(2) 給付内容

教育時間以外の預かり保育料について：日額上限 450 円

（新2号認定：月額上限 11,300 円、新3号認定：月額上限：16,300 円）

(3) 請求手続き

年4回、四半期（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）ごとに、大阪市から各施設あて手続きの案内をします。各施設から対象者にお知らせください。

一 3. 補助金、支援費について

（※令和5年4月1日要綱の内容に基づくものです。）

(1) 向上支援費

ア 嘱託医配置円滑化事業

入所児童の処遇向上及び園児の健康の保持増進を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に定められた嘱託医又は園医（医科・歯科）の確保を円滑にすることを目的としています。

なお、嘱託医には、法定の健康診断等を実施していただきます。

【算定基準限度額（年額）】

区分／利用定員	30人以下	31～ 60人	61～ 90人	91～ 121人	121～ 150人	151人以上
乳幼児割合 20%以上	101,720円 (月額8,480円)	120,800円 (月額10,070円)	140,000円 (月額11,670円)	157,760円 (月額13,150円)	176,240円 (月額14,690円)	194,000円 (月額16,170円)
上記以外	88,040円 (月額7,340円)	107,240円 (月額8,940円)	126,440円 (月額10,540円)	144,080円 (月額12,010円)	161,600円 (月額13,470円)	179,120円 (月額14,930円)

※ 乳幼児は3歳未満児とし、基準日時点における3歳未満児の全利用児童数に対する割合により区分する。

※ 公定価格に含まれる嘱託医（園医）配置経費は、次のとおりとする。

年額217,120円（月額18,090円）

※ 年度途中開設施設については月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始月の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。

イ 保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）

看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という）を配置する経費を支給し、保育所等の事故防止の取組を強化することで、児童の安全安心な保育環境の向上を図ります。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に専従する常勤^{※1}又は短時間勤務^{※2}の看護師等を1人以上配置していること。ただし、短時間勤務の者複数をもって常勤1人とすることは差し支えない。 ・大阪市病児保育事業の届出に関する要綱に基づき、病児保育事業開始届を提出すること。なお、事業の種類は体調不良児対応型とし、届出に変更が生じた場合は、病児保育事業変更届を提出すること。 ・緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。 ・体調不良の児童の対応については、他の健康な児童が感染しないよう当事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設け、職員及び他児の往来を制限すること。 ・配置する看護師等は、次の業務を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①事故発生時の応急対応 ②保育士の事故防止の取組みへの支援 ③保育中に発生した体調不良児の対応（保護者が迎えに来るまでの間） <ul style="list-style-type: none"> ※体調不良となった児童の対応は、看護師等1人につき2人程度とする。 ④地域のニーズに応じた地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援 ⑤児童の健康管理、保護者に対する指導 ⑥感染症の予防・感染拡大防止への支援 ⑦医療機関、保健所との連携・調整 <p>※月の初日時点で支給要件を満たしていることとする。月途中で支給要件を満たした場合は、翌月からの起算とする。</p>								
除外規定	<ul style="list-style-type: none"> ・当該看護師等が、保育士配置基準数^{※3}に含まれる者および処遇改善加算を含む他の加算・雇用経費の対象者となった場合、その期間は支給要件を満たす月数から除外する。 ・病気等のやむを得ない理由により月4日以上欠勤し、当該期間の給与を無給又は減額した月は、支給要件を満たす月数から除外する。 								
対象	補助要件を満たす月分の看護師等の雇用に要する経費。								
算定基準	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">常勤)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">月額</td> <td style="width: 70%;">374,600円</td> </tr> <tr> <td>(短時間^{※4})</td> <td></td> <td>月額</td> <td>119,700円</td> </tr> </table>	常勤)		月額	374,600円	(短時間 ^{※4})		月額	119,700円
常勤)		月額	374,600円						
(短時間 ^{※4})		月額	119,700円						

※1 常勤…施設の定める1日当たりの勤務時間数及び1月当たりの勤務日数を満たす者をいう。

※2 短時間勤務…常勤以外の者をいう。

※3 配置基準数…公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

※4 短時間…算定基準「短時間」については、令和8年度までの措置とする。

ウ アレルギー対応等栄養士配置事業

自園調理により給食を提供する施設に対し、栄養士を雇用するための経費を支給することにより、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取り組みを充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童が健やかに成長できる環境を確保することを目的とします。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める公定価格の栄養管理加算の「配置」又は「嘱託」の適用を受けていること。 ・栄養管理加算の対象となる栄養士の勤務時間※1が月120時間以上であること。 なお、基本単分価や各種加算等の配置基準数に含まない栄養士及び他の雇用経費の対象となっていない栄養士の当該施設での勤務時間を加算することは差し支えない。 ※1 勤務時間について、当該施設内での勤務時間を指し、オンライン等を活用した業務を主とする勤務は含まない。 ・給食を自園調理（外部の人材が自園施設を用いて調理を行う場合を含む。）により提供していること。ただし、調理業務と本事業に関する業務を一括して外部事業者に委託している場合、前項の勤務時間の算定対象とした栄養士以外で、次表の調理員数以上を配置していること。 							
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>利用定員※2</th> <th>調理員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40人以下</td> <td>常勤 1人</td> </tr> <tr> <td>41～150人</td> <td>常勤 2人</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>常勤 3人（うち1人は非常勤でも可）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 利用定員について、教育認定子どもへ給食提供をしない場合は、当該利用定員は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等にてアレルギー対応給食を実施していることを明示していること。 ・食物アレルギー対応マニュアルを作成、整備していること。 ・アレルギー児に対応した献立表（材料を明記していること。）を作成していること。 <p>※ 月の初日時点で支給要件を満たしていること。月途中で支給要件を満たした場合は、翌月からの起算とする。</p>	利用定員※2	調理員数	40人以下	常勤 1人	41～150人	常勤 2人	151人以上
利用定員※2	調理員数							
40人以下	常勤 1人							
41～150人	常勤 2人							
151人以上	常勤 3人（うち1人は非常勤でも可）							
除外規定	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の給付費の算定において、「定員を恒常的に超過する場合」の減額調整が適用されている場合。 ・病気等のやむを得ない理由により月4日以上欠勤し、当該期間の給与を無給又は減額した月は、支給要件を満たす月数から除外する。 							
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・支給要件を満たす月分の栄養士の雇用に要する経費 							
算定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・算定基準上限額（月額）から、当該年度の公定価格の栄養管理加算額（月額）を減じた額。 <p><算定基準上限額> 月額：145,700円</p>							

	<p>【参考】栄養管理加算（月額）（令和7年度）</p> <p><幼稚園> 処遇改善等加算(区分1及び区分2) 「配置」：67,650円 + 670円 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.7(c)) 「嘱託」：10,000円</p> <p><保育所> 処遇改善等加算(区分1及び区分2) 「配置」：79,950円 + 790円 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.4(c)) 「嘱託」：10,000円</p> <p><認定こども園> 処遇改善等加算(区分1及び区分2) 「配置」：79,950円 + 790円 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.6(c)) 「嘱託」：10,000円</p>
--	--

※配置基準数 公定価格の基本分単価に含まれる調理員の数をいう。

エ 保育士働き方改革推進事業（対象：幼保連携型・保育所型認定こども園）

休暇の取得促進と業務量の軽減及び完全週休二日制の導入促進等を図る目的で配置される保育士資格を有する職員（以下「働き方改革担当保育士」）にかかる経費を助成することによって、民間保育所等における保育士の負担を軽減し、年休取得や研修参加、離職防止、完全週休二日制の導入など保育士の働き方改革を推進します。

補助要件	<p>●有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記①の要件を満たすこと。ただし、令和5年度から令和7年度について下記②を満たす場合も対象とする。また、令和7年度以降に新たに確認された対象施設（要綱第2条1項に掲げる対象施設のうち認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受け認定こども園に移行した施設及び同法第10項の規定による公示がされ認定こども園に移行した施設、並びに幼保連携型認定こども園へ移行した施設を除く）については、開設年度に限り下記②を満たす場合も対象とする。 ①福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果の決定を受けた日が属する年度から起算して5年度以内であること、かつ、当該評価結果を公表していること。なお、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に評価結果の決定を受け、当該評価結果の公表に同意している場合、事業開始時点から補助要件に該当するものとみなす。 ②「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」（「保育ママ事業」における基礎研修を含む）を受講完了した者（以下「子育て支援員」とする。）を事業開始時点で1人以上配置していること。ただし、保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に保育補助者が「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」の受講を完了し、保育補助者雇上げ強化事業の補助要件を満たせば、事業開始時点から支給要件に該当するものとみなす。
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書に記載した計画に基づき改善を行うこと。 働き方改革担当保育士を含む職員の出退勤時間を必ず記録すること。 働き方改革担当保育士については、保育士資格を有する者（配置基準数※1に含まれている者を除く。）であること。 <p>●有給休暇取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、特定教育・保育施設においては週 30 時間以上（休憩時間を除く）、特定地域型保育事業者においては週 20 時間以上（休憩時間を除く）勤務する者であること。 働き方改革担当保育士については、他の施設、事業と兼務できないこととする。 <p>●完全週休二日制の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革担当保育士については、有給休暇取得促進と兼務できないこととする。
対象	月の初日時点で補助要件を満たす月分の働き方改革担当保育士の雇用に要する経費
算定基準	<p>●有給休暇取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革担当保育士 1 人あたりの年額に、4 月 1 日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員上の職員数※2 により算出される人数を上限に、実際に雇用している人数を乗じて、以下のとおり算出する。なお、働き方改革担当保育士が 1 年間（12 か月）通して対象となる場合は年額、11 か月以下の対象となる場合は、対象となる月数に月額を乗じて得た額とする。 <p>①特定教育・保育施設</p> <p>働き方改革担当保育士 1 人につき 年額 3,602,000 円（月額 300,200 円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用定員上の職員数 12 人以下 1 人 利用定員上の職員数 13 人以上 最大 2 人 <p>②特定地域型保育事業者</p> <p>働き方改革担当保育士 1 人 年額 1,801,000 円（月額 150,100 円）</p> <p>●完全週休二日制の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 月 1 日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員上の職員数により算出される人数に応じて、働き方改革担当保育士を配置する施設の上限を以下のとおり設定する。1 施設あたり <p>①特定教育・保育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用定員上の職員数 6 人以下 年額 3,452,000 円（月額 287,700 円） 利用定員上の職員数 7～12 人以下 年額 6,904,000 円（月額 575,400 円） 利用定員上の職員数 13 人以上 年額 7,480,000 円（月額 623,300 円） <p>②特定地域型保育事業者</p> <p>年額 2,005,000 円（月額 167,100 円）</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、働き方改革担当保育士が 1 年間（12 か月）通して配置されている場合は年額、11 か月以下の対象となる場合は、配置している月数に月額を乗じて得た額とする。

	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革担当保育士1人あたりの経費の助成について、上限を年額 3,602,000円とする。ただし、1人の働き方改革担当保育士が対象となる期間が11か月以下の場合は、対象となる月数に月額（300,200円）を乗じて得た額とする。
--	--

※配置基準数…公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

※利用定員上の職員数…設定した利用定員上の児童数について、以下の算式により算出した職員の数をいう。

$$\left(\begin{aligned} & \{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点 2 位以下切り捨て))}\} \\ & + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} \\ & = \text{利用定員上の職員数 (小数点以下四捨五入)} \end{aligned} \right)$$

※ 参考「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000199096.html>

大阪市 HP>市政>市政情報の公表(オープン市役所)>要綱・要領等のオープン化>所属名からさがす>こども青少年局>要綱>大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱

(2) 特別支援保育事業、医療的ケア児対応看護師制強化事業

特別支援保育担当専任保育士等の人件費及び医療的ケアを担当する専任看護師の人件費を支給することにより、要支援児の保育所等への入所を円滑にするとともに、集団保育を実施することにより、要支援児の福祉の増進を図る。

支給要件	<p>① 特別支援保育事業は2号認定こども及び3号認定こどもである要支援児が在籍する保育所等の設置者を給付対象者とする。</p> <p>医療的ケア児対応看護師体制強化事業は原則として、医療的ケア児であって、2号認定こども及び3号認定こどもが在籍する、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所の設置者を支給対象者とする。</p> <p>要支援児とは、以下のいずれかに該当する特別に支援の必要な児童をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している児童 医師が身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳が必要と診断した、または大阪市こども相談センターにおいて療育手帳の発行の対象と判定された児童 本市が集団保育等において加配が必要であると認める、障がいまたは障がいの疑いに該当すると医師が診断している児童 障害児通所給付費等の給付決定を受けている児童 特別児童扶養手当の支給対象となっている児童 <p>② 特別支援保育事業は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準または、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成 27 年内閣府告示第 49 号) で必要な保育士等、他の交付要綱等の要件として配置する保育士等以外で、</p>
------	---

<p>要支援児の数に応じて算定基準に定める専任職員を配置すること。</p> <p>③ 月の初日時点で上記要件①②を満たしていること。月途中で要件を満たした場合は、翌月からの支給対象とする。ただし、医療的ケア児に専任で対応する看護師については、上記要件①②を満たした月以降、医療的ケア児が年度途中で退所したなど、これに伴って要件を満たさなくなった場合についても、引き続き看護師の受入体制がとられているときは、当該年度に限り、看護師の人件費を支給対象とする。</p> <p>④ 認定こども園において、1号認定こどもが2号認定こどもへ変更があった場合、月の初日時点で2号認定である月から算定基準による支援費の対象とする。</p> <p>⑤ 職員の配置が欠ける場合は、支援費の停止、減額及び返還の対象となる。</p> <p>※医療的ケア児とは、治療を目的としたものではなく、生命維持や健康維持のための生活行為として、医療行為（喀痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射、その他医療行為）を必要とする障がい・疾病のある児童とする。</p> <p>※看護師とは、有資格者（正看護師、准看護師）で当該保育所等において直接雇用または労働者派遣契約に基づき派遣され勤務する者とする。</p>			
支給対象	特別支援保育担当専任保育士等の人件費及び医療的ケア児を担当する専任看護師の人件費		
算定基準	区分	基準	支給単価
	重 度	要支援児1人に対し正規保育士等または常勤保育士等1名を配置する場合	児童1人あたり 月額264,400円
		医療的ケア児1人に対し看護師を配置する場合	保育標準時間1人あたり 月額上限748,400円 保育短時間1人あたり 月額上限514,000円
	中 度	要支援児3人に対し正規保育士等1名を配置する場合	児童1人あたり 月額139,300円
		要支援児2人に対し正規保育士等または常勤保育士等1名を配置する場合	児童1人あたり 月額132,200円
		要支援児1人に対し正規保育士等、常勤保育士等または非常勤保育士等1名を配置する場合	児童1人あたり 月額132,200円
	軽 度	要支援児3人に対し正規保育士等1名を配置する場合	児童1人あたり 月額132,200円
		要支援児2人に対し正規保育士等、常勤保育士等または子育て支援等1名を配置する場合	児童1人あたり 月額132,200円
		要支援児1人に対し正規保育士等、常勤保育士等または非常勤保育士等1名を配置する場合	児童1人あたり 月額132,200円
	①	認定こども園において、要支援児が「大阪府私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱」により支給される補助事業に基づく補助金交付対象者の場合、その補助金年額を月割り（100円未満の端	

数切捨て)し、補助金が交付される月数を乗じて得られた額を減額する。

- ② 重度とは、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A判定、及び精神障害者保健福祉手帳1級(これら手帳の発行に要する診断書及びこども相談センターによる判定通知を含む)のいずれかを所持する要支援児、又は特別児童扶養手当1級の対象となる要支援児、又は診断書により保育時間中に医療的ケアが必要とされる要支援児とする。

中度とは、重度と軽度を除く要支援児とする。

軽度とは、障がいの疑いと医師が診断した、または通所受給者証を所持している要支援児とする。

- ③ 年度の途中で、障がいの区分が変更になった要支援児は、その要件を満たした翌月より新たな区分とする。ただし、その区分が重くなった場合において、新たな職員体制を構築することが困難な場合にあっては、その年度限りにおいて、従前の区分により算定することができるものとする。

- ④ 正規保育士等とは、支援費を申請する設置者が期間の定めなく直接雇用する有資格者(保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で就業規則等で定める所定勤務時間が1か月あたり120時間以上または1日6時間以上かつ月20日以上で、社会保険に加入している者とする。

常勤保育士等とは、有期雇用の有資格者(保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で所定勤務時間が120時間以上または1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者とする。

子育て支援員等とは、「家庭的保育者」「子育て支援員研修地域型保育コース修了者(家庭的保育補助者)」または、「認可保育所・認定こども園での勤務経験が4か年度で2,250時間以上、若しくは継続した勤務期間が3年以上」に該当し、所定勤務時間が月120時間以上または1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者とする。

非常勤保育士等とは、所定勤務時間が月80時間以上勤務するもので、資格は問わない。

(3) 延長保育事業(※令和7年4月1日要綱の内容に基づくものです。)

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、施設で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ります。

支 給 要 件	<p>(1) 開所時間をパンフレット、ホームページなどにより、周知していること。</p> <p>(2) 対象児童に対し、必要に応じ、間食又は給食等を提供すること。</p> <p>(3) 延長保育の実施に当たって第4条に定める必要な職員を配置していること。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設においては、平均対象児童数（年平均）1名以上の利用実績があること。特定地域型保育事業所においては、平均対象児童数（年平均）によらず、延長時間区分が30分延長となる利用実績が1名以上いること。</p> <p>(5) 年間の利用状況について、平均対象児童数等実績表（様式第9号）を作成すること。</p> <p>(6) 毎月の利用状況について、延長保育事業月別報告書（様式第6号）及び利用料減免加算対象者内訳書（様式第7-1号）を作成し、翌月10日（当日が休日の場合は、その翌開庁日）（支給認定期間の最終月分は翌月5日）までに、本市が指定する方法で提出すること。</p> <p>(7) 延長保育利用状況一覧表（様式第8号）を作成し、本市が指定する月（指定する月に延長保育の利用がない場合は直近で利用があった月）の当該様式及び根拠資料（各実施施設で保管している児童の登園・退園時刻記録簿等）を本市が指定する期日までに本市が指定する方法で提出すること。</p> <p>(8) 延長保育利用児童について、延長保育利用登録及び利用状況一覧（様式第17号）を作成し、申込内容を記録するとともに、徴収金の管理を適切に行うこと。</p> <p>・人員配置</p> <p>延長保育を行うにあたって必要な職員は次のとおりとする。</p> <p>保育士を、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上配置すること。<u>ただし、保育士等の配置の状況に鑑み、延長保育の実施に支障を及ぼすおそれがあるときは、経過措置として当分の間、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1名以上として差支えないこととする。</u>また、実施場所1か所につき保育士の数は2名を下ることはできないが、保育士1名で配置要件を満たし、合わせて保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名を保健師、看護師及び准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められた者とするができることとする。必要に応じて適宜事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。</p> <p>また、4時間以上の延長保育を行う施設においては、内1名を常勤職員とすること。</p> <p>なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。</p> <p>・共同保育</p> <p>延長保育を「大阪市特定教育・保育施設及び地域型保育事業所における共同保育実施要綱」に規定する共同保育により実施施設等において実施する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 依頼施設等において通常保育を受ける子どもが実施施設等において延長保育を受ける場合の延長保育事業にかかる補助金については、実施施設等が申請し、交付を受けるものとする。</p> <p>(2) 依頼施設等において通常保育終了後に引き続き延長保育を行った場合において、依頼施設等の延長保育後引き続き実施施設等において行われる保育については、延長保</p>
------------------	---

	<p>育にかかる補助金の補助事業たる延長保育には該当しないものとする。</p> <p>(3) 延長保育料の取扱いについては「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」(令和2年4月1日制定)に定めるところによる。</p> <p>(4) (1)項の規定にかかわらず「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」第5項の規定が適用される場合における、保護者が負担する延長保育利用料の免除にかかる補助金については、依頼施設等が申請し、交付を受けるものとする。</p>
時間区分	<ul style="list-style-type: none"> • 短時間認定の場合：8時間の開所時間の前後それぞれの時間で、11時間の開所時間の範囲内において <ul style="list-style-type: none"> (ア) 1時間延長…30分を超える時間から1時間30分まで (イ) 2時間延長…1時間30分を超える時間から2時間30分まで (ウ) 3時間延長…2時間30分を超える時間から3時間30分まで <p>なお、短時間認定の3時間延長については、2時間30分を超える延長時間とする。</p> • 標準時間認定の場合：11時間の開所時間の前後の時間において <ul style="list-style-type: none"> (ア) 30分延長…15分以上から30分まで (イ) 1時間延長…30分を超える時間から1時間30分まで (ウ) 2時間延長…1時間30分を超える時間から2時間30分まで (エ) 3時間延長…2時間30分を超える時間から3時間30分まで (オ) 4時間延長…3時間30分を超える時間から4時間30分まで (カ) 5時間延長…4時間30分を超える時間から5時間30分まで (キ) 6時間延長…5時間30分を超える時間から6時間30分まで (ク) 7時間延長…6時間30分を超える時間から7時間30分まで (ケ) 8時間延長…7時間30分を超える時間から8時間30分まで (コ) 9時間延長…8時間30分を超える時間
平均対象児童数	<ul style="list-style-type: none"> • 年間の各延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均すること。ただし、全ての時間区分において、同じ週の平均を求めること。 • 日曜日、国民の祝日、休日及び年末・年始等の施設の休園日を除くこととする。 • 平均の算定には、小数点以下第一位を四捨五入して整数とすること。
	<p>(1) 標準時間の場合</p> <p>延長時間区分及び児童の平均対象児童数により区分される次表の基本分及び加算分Ⅰに、延長保育の実施状況に応じて調整する加算分Ⅱを加えた額とする。</p> <p>ただし、年度途中から事業を開始する施設にあっては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、千円未満の端数切捨てとする。</p>

アー1 基本分（1施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）	
	1～2人	3人以上
30分延長	600,000円	600,000円
1時間延長	828,000円	1,760,000円
2時間延長	828,000円	2,530,000円
3時間延長	828,000円	2,761,000円
4時間延長	828,000円	5,442,000円
5時間延長	828,000円	5,673,000円
6時間延長	828,000円	6,704,000円
7時間延長	828,000円	6,992,000円
8時間延長	828,000円	7,280,000円
9時間延長	828,000円	7,568,000円

※ ただし、夜 10 時以降に延長保育を行っている場合は、アー2により算出する。

【夜間保育所で夜 10 時以降に延長保育を行う場合】

アー2 基本分（1施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均）	
	1～2人	3人以上
30分延長	600,000円	600,000円
1時間延長	828,000円	1,988,000円
2時間延長	828,000円	2,758,000円
3時間延長	828,000円	2,989,000円
4時間延長	828,000円	5,556,000円
5時間延長	828,000円	5,787,000円
6時間延長	828,000円	6,704,000円
7時間延長	828,000円	6,992,000円
8時間延長	828,000円	7,280,000円
9時間延長	828,000円	7,568,000円

※ 11 時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。

※ 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も支給額が高くなる区分を適用する。

イ 加算分（1施設あたり月額）

延長時間区分	平均対象児童数（月平均）				
	6～9人	10～19人	20～29人	30～39人	以上 10人毎
1時間延長	83,100円	93,900円	120,900円	147,900円	27,000円
2時間延長	94,000円	114,800円	166,800円	218,800円	52,000円
3時間延長	104,900円	142,500円	236,500円	330,500円	94,000円
4時間延長	79,800円	121,000円	224,000円	327,000円	103,000円
5時間延長	113,400円	194,200円	396,200円	598,200円	202,000円
6時間延長	127,000円	227,400円	478,400円	729,400円	251,000円
7時間延長	140,600円	262,600円	567,600円	872,600円	305,000円
8時間延長	154,200円	297,800円	656,800円	1,156,800円	359,000円
9時間延長	167,900円	332,700円	744,700円	1,156,700円	412,000円

※ 11 時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間区分別に算定した合計額とする。

※ 30分延長及び 1 時間以上延長で平均対象児童数が 6 人未満の場合は適用しない。

ウ 土曜日未実施減額・夜間延長促進加算（1施設あたり年額）

項目	適用要件	算定基準額	
		年額	月額
土曜日未実施減額	A 基本分の算定基準額が828,000円の区分の適用となる施設のうち、土曜日に延長保育を実施しない場合	年額	▲144,000円
	B 上記に該当しない施設のうち、土曜日に延長保育を実施しない場合（ただし、基本分の算定基準額が600,000円又は0円の区分の適用となる施設を除く）	月額	▲524,000円
夜間延長促進加算	2時間以上延長かつ20時以降まで開所する場合	年額	300,000円

※土曜日未実施減額については、土曜日の開所時間を11時間以下に設定し、公表している施設に適用する。

※土曜未実施減額については、11時間の標準保育時間の前後それぞれ延長保育を実施している場合は、基本分の算定基準額が高い方（同額である場合はどちらか一方）の時間帯に対して適用する。

※土曜日未実施減額Bについては、加算分Iの年額に対する調整とし、加算分Iとの合計が0円になる額を上限とする。

※夜間延長促進加算については、開所時間を20時以降までの時間に設定し、かつ11時間の保育標準時間の前後いずれかに2時間以上の延長保育を実施することを公表している施設に適用する。

（2）短時間認定の場合

平均対象児童数が1人以上いる延長時間により区分される次表の延長保育単価に、短時間認定在籍児童数をかけて得られた額とする。なお、短時間認定在籍児童数とは、毎月初日に在籍する短時間認定児童の数を年間平均した数（小数点以下第1位を四捨五入）とする。また、各施設が設定した8時間の短時間認定児の処遇を行う時間の前後それぞれの延長時間区別に算定した合計額とする。ただし、各施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後の延長時間が1時間30分ずつとなる場合で、かつ前後それぞれの平均対象児童数が1人以上いる場合は、前後を合算し1事業として3時間延長の区分を適用するものとする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあっては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、十円未満の端数切捨て（下表の児童1人あたり月額により算出）とする。

延長時間区分	短時間認定在籍児童1人あたり	
	年額	月額
1時間延長	20,200円	(1,600円)
2時間延長	40,400円	(3,300円)
3時間延長	60,600円	(5,000円)

※短時間認定の平均対象児童数の算定にあたっては、前後それぞれの延長時間区別に、以下の順で行う。

1時間延長には、2時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2時間延長には、3時間延長に区分される利用児童も合算する。

その上で、各延長時間区別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

※複数の延長時間区分に該当する場合は、平均対象児童数が1人以上いる最も長い延長時間区分を適用する。

※短時間認定の3時間延長については、2時間30分を超えた延長時間とする。

(3) 利用料減免にかかる加算分

実施施設は、延長時間に応じて施設が設定する利用料を保護者から徴収する。ただし、生活保護世帯及び保育認定里親世帯（第1階層）及び市町村民税が非課税世帯（第2階層）のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみので地域を除く）から本市へ避難した者については、標準時間認定の場合の延長保育利用料の免除ができる。市町村民税が非課税世帯（第2階層）のうちひとり親世帯等及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯については、その利用料の一部を免除することができる。

延長時間区分	減免により加算限度額（月額）	
	第1階層・第2階層	第②階層
1時間延長以下	2,900円	1,900円
2時間延長	5,900円	3,900円
3時間延長	6,800円	4,500円
4時間延長	10,900円	7,300円
5時間延長	12,300円	8,200円
6時間延長	13,600円	9,100円
7時間延長	14,500円	9,700円
8時間延長	15,400円	10,300円
9時間延長	16,300円	10,900円

(4) 一時預かり事業（一般型）

目的	<p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>
補助要件	<p>この要綱による補助金交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所、またはその他の法人のうち、次の各号の要件を満たし、本市の指定した事業者の行う、一般型一時預かり事業・一般型一時預かり事業（基幹型）双方またはいずれかを実施する一時預かり事業とする。ただし、当該事業を実施する保育所等に職員の配置基準を超える私的契約児が入所している場合は、補助対象としない。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 一般型一時預かり事業</p> <p>子ども・子育て支援法第59条第10項・児童福祉法第6条の3第7項に規定される一時預かり事業であり、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号に定めるところの保</p>

育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行う事業である。

イ 一般型一時預かり事業（基幹型加算）

前号アの一般型一時預かり事業に加え、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所や開所時間の延長を行う一般型一時預かり事業の加算型

(2) 実施主体

子ども・子育て支援法第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所及び社会福祉法人、社団法人、学校法人、NPO法人、株式会社、その他法人格を有する事業者

(3) 実施場所

大阪市内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所。

(4) 対象児童

原則として、本市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、次の児童であること。ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。

ア 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。

イ 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。

ウ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。

(5) 利用料（日額）

ア 月曜日から土曜日の利用料は次のとおりとする。

(ア) 0歳児：2,700円、1・2歳児：2,000円、3歳児以上：1,200円

ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。また、基幹型実施施設（9時間開所）において、8時間を越えて利用する際、9時間までの時間においては、30分ごとに200円を徴収することができる。

(イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯（同住所に居住する者（世帯分離も含む）全員が非課税である世帯をいう。以下同じ）のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。

(ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。

0歳児：1,300円、1・2歳児：1,000円、3歳児以上：600円

(エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみをの地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除

イ 日曜・国民の祝日等の利用料は次のとおりとする。

(ア) 0歳児：3,600円、1・2歳児：2,700円、3歳児以上：1,600円

ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。

	<p>(イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。</p> <p>(ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。</p> <p>0歳児：1,800円、1・2歳児：1,300円、3歳児以上：800円</p> <p>(エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除</p> <p>(6) 開所時間</p> <p>ア 一般型一時預かり事業</p> <p>概ね午前9時から午後5時までの8時間とする。</p> <p>イ 一般型一時預かり事業（基幹型）</p> <p>概ね午前8時から午後5時までの9時間とする。</p> <p>(7) 実施要件（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法施行規則（以下「規則」という）第36条の35第1項第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準等を遵守すること。 ・規則第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定に基づき、専ら当該一時預かり事業に従事する職員として、保育従事者を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。また、当該保育従事者の数は2名を下回らないこと。（ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の保育従事者の支援が受けられる場合には、規則第36条の35第1項第1号ハの規定に基づき保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。）
補助対象	一時預かり事業実施に要する経費とし、人件費、給食費、管理費、その他一時預かりで必要と認める経費

(1) 基本分			
① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。			
年間延べ利用児童数	年 額	年間延べ利用児童数	年 額
150人未満	1,417,000円	2,000人以上 2,100人未満	7,744,000円
150人以上 300人未満	2,833,000円	2,100人以上 2,200人未満	7,990,000円
300人以上 400人未満	3,105,000円	2,200人以上 2,300人未満	8,236,000円
400人以上 500人未満	3,141,000円	2,300人以上 2,400人未満	8,482,000円
500人以上 600人未満	3,177,000円	2,400人以上 2,500人未満	8,728,000円
600人以上 700人未満	3,213,000円	2,500人以上 2,600人未満	8,974,000円
700人以上 800人未満	3,249,000円	2,600人以上 2,700人未満	9,220,000円
800人以上 900人未満	3,285,000円	2,700人以上 2,800人未満	9,466,000円
900人以上 1,000人未満	5,038,000円	2,800人以上 2,900人未満	9,712,000円
1,000人以上 1,100人未満	5,284,000円	2,900人以上 3,000人未満	9,958,000円
1,100人以上 1,200人未満	5,530,000円	3,000人以上 3,100人未満	10,204,000円
1,200人以上 1,300人未満	5,776,000円	3,100人以上 3,200人未満	10,450,000円
1,300人以上 1,400人未満	6,022,000円	3,200人以上 3,300人未満	10,696,000円
1,400人以上 1,500人未満	6,268,000円	3,300人以上 3,400人未満	10,942,000円
1,500人以上 1,600人未満	6,514,000円	3,400人以上 3,500人未満	11,188,000円
1,600人以上 1,700人未満	6,676,000円	3,500人以上 3,600人未満	11,434,000円

算定基準

1,700人以上 1,800人未満	7,006,000円	3,600人以上 3,700人未満	11,680,000円
1,800人以上 1,900人未満	7,252,000円	3,700人以上 3,800人未満	11,926,000円
1,900人以上 2,000人未満	7,498,000円	3,800人以上 3,900人未満	12,172,000円
※延べ利用人数 3,900人以上の場合は、100人刻み毎に 246,000円ずつ年額が増加 ただし、20,100人以上の場合は別途協議			
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)		1,150,000円(基幹型実施施設に加算される)	
ア 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた 補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。			
② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合			
年間延べ利用児童数	年 額	年間延べ利用児童数	年 額
150人未満	1,417,000円	2,000人以上 2,100人未満	7,524,000円
150人以上 300人未満	2,833,000円	2,100人以上 2,200人未満	7,761,000円
300人以上 400人未満	2,979,000円	2,200人以上 2,300人未満	7,998,000円
400人以上 500人未満	3,016,000円	2,300人以上 2,400人未満	8,235,000円
500人以上 600人未満	3,053,000円	2,400人以上 2,500人未満	8,472,000円
600人以上 700人未満	3,090,000円	2,500人以上 2,600人未満	8,709,000円
700人以上 800人未満	3,127,000円	2,600人以上 2,700人未満	8,946,000円
800人以上 900人未満	3,164,000円	2,700人以上 2,800人未満	9,183,000円
900人以上 1,000人未満	4,917,000円	2,800人以上 2,900人未満	9,420,000円
1,000人以上 1,100人未満	5,154,000円	2,900人以上 3,000人未満	9,657,000円
1,100人以上 1,200人未満	5,391,000円	3,000人以上 3,100人未満	9,894,000円

1,200人以上 1,300人未満	5,628,000円	3,100人以上 3,200人未満	10,131,000円
1,300人以上 1,400人未満	5,865,000円	3,200人以上 3,300人未満	10,368,000円
1,400人以上 1,500人未満	6,102,000円	3,300人以上 3,400人未満	10,605,000円
1,500人以上 1,600人未満	6,339,000円	3,400人以上 3,500人未満	10,842,000円
1,600人以上 1,700人未満	6,576,000円	3,500人以上 3,600人未満	11,079,000円
1,700人以上 1,800人未満	6,813,000円	3,600人以上 3,700人未満	11,316,000円
1,800人以上 1,900人未満	7,050,000円	3,700人以上 3,800人未満	11,553,000円
1,900人以上 2,000人未満	7,287,000円	3,800人以上 3,900人未満	11,790,000円
※延べ利用人数 3,900人以上の場合は、100人刻み毎に237,000円ずつ年額が増加 ただし、20,100人以上の場合は別途協議			
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)		1,150,000円(基幹型実施施設に加算される)	
ア 年度途中から事業を開始した場合は、年度の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。			
(2) 平日(月曜日から土曜日)利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり			
ア 生活保護世帯、市民税非課税世帯のうちひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。			
0歳児	1・2歳児	3歳児以上	
2,700円	2,000円	1,200円	
イ ひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯以外の市民税非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。			
0歳児	1・2歳児	3歳児以上	
1,400円	1,000円	600円	

(3) 休日（日曜・国民の祝日）利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり

ア 生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうちひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
3,600円	2,700円	1,600円

イ ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯以外の非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
1,800円	1,400円	800円

(4) 障がい児加算分

障がい児の延べ利用児童数に 3,200 円を乗じて得た額とする。

(5) 0歳児加算分

0歳児の延べ利用児童数に 1,300 円を乗じて得た額とする。

(6) 専任保育士配置加算分

一時預かり事業において専任保育士を配置する施設に対し、以下のア～ウの要件をすべて満たす施設に年額 1,717,000 円を加算する。ただし、加算基準日は月の初日（通常業務を行っている日の状況）とし、基準日時点で要件を満たす保育士を配置した場合は、年額を月割りし、配置月数を乗じて得られた額とする。

ア 一時預かり事業の担当として専任保育士を 1 名以上配置

イ 他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外であること

ウ 受け入れ態勢が整っているにもかかわらず、利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しないこと

※参考「大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000595268.html>

大阪市 HP > 市政 > 市政情報の公表(オープン市役所) > 要綱・要領等のオープン化 > 所属名からさがす > こども青少年局 > 要綱 > 大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱

(5) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）（いわゆる「預かり保育」）については、「子ども・子育て支援法」における「地域子ども・子育て支援事業」として、「大阪市一時預かり事業（幼稚園型）支援費」を交付します（私学助成の幼稚園であった場合、大阪府から行われていた「預かり保育補助」は交付されません。）。

<p>支 援 要 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定こどもの定員を設定していること ・園に在籍するこども（在籍園児）が事業を利用するにあたり、教育課程時間（基本4時間/日）とあわせて1日8時間以上の利用が可能であること。 ・非在籍園児（在籍園児以外のこども）が事業を利用する場合にも、1日8時間以上の利用が可能であること。なお、非在籍園児は、原則として本事業の対象とならず、一時預かり事業（一般型）の対象となるが、その利用がごく少数の場合に限り本事業の対象とする。 ・設備及び面積の基準が、認可保育所（国の設備基準）と同じ基準（通常の教育時間終了後の保育室又は遊戯室等で実施することも可能とする）であること。なお、本事業における設備及び面積の基準は「国の設備基準」による。 ・専任職員（常勤・非常勤は問わない）を配置すること。配置基準は事業を利用するこども数に対して認可保育所の基準を準用する。ただし、こどもの人数に関わらず、配置される職員数は2名を下回らないこと（事業を利用するこどもに対する配置基準上の算出による必要職員数が1人の場合で、認定こども園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員の配置は1人でも可とする。）。 ・専任職員は公定価格で措置される施設型給付の対象となる職員でないこと。 ・事業に従事する職員は、幼稚園教諭免許若しくは保育士資格を有する者、市町村長等が行う研修を修了した者、小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者及び幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）とする。ただし、事業に従事する職員の3分の1以上は、保育士又は幼稚園教諭であること。 																																						
<p>支 援 対 象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の運営に要した費用 — 利用者負担額（園側で自由に設定可能） 補助の上限額は年間10,223,000円とする。ただし、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、上限額を超えて支給する。 																																						
<p>算 定 基 準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用数による算定 児童1人の1日あたりの利用に対し、次のとおりの額とする。 <table border="1" data-bbox="379 1429 1254 1966"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>在籍園児</th> <th>非在籍園児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本単価</td> <td>長期休業</td> <td>800円 ※1</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>440円 ※2</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長時間加算</td> <td>2時間未満</td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上3時間未満</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>3時間以上</td> <td>450円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">特別な支援を要する児童分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>長期休業</td> <td>8,000円</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>8,000円</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>4,000円</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>			在籍園児	非在籍園児	基本単価	長期休業	800円 ※1	800円	休日	800円	800円	平日	440円 ※2	800円	長時間加算	2時間未満	150円	150円	2時間以上3時間未満	300円	300円	3時間以上	450円	450円	特別な支援を要する児童分					長期休業	8,000円	対象外	休日	8,000円	対象外	平日	4,000円	対象外
		在籍園児	非在籍園児																																				
基本単価	長期休業	800円 ※1	800円																																				
	休日	800円	800円																																				
	平日	440円 ※2	800円																																				
長時間加算	2時間未満	150円	150円																																				
	2時間以上3時間未満	300円	300円																																				
	3時間以上	450円	450円																																				
特別な支援を要する児童分																																							
	長期休業	8,000円	対象外																																				
	休日	8,000円	対象外																																				
	平日	4,000円	対象外																																				

●基本単価

実施日及び実施時間は次のとおりとする。

	実施日	実施時間
長期休業	夏季等における長期休業期間	8時間未満 ※3
休日	土日祝日等、教育課程時間未実施日	
平日	上記以外	

●長時間加算（1時間以上の施設利用が可能である場合のみ対象）

長時間（8時間を超える）利用となる児童に対し、基本単価に加えて加算する。

実質的な1日の利用時間は次のとおり。

2時間未満	…	8時間以上10時間未満
2時間以上3時間未満	…	10時間以上11時間未満
3時間以上	…	11時間以上

●特別な支援を要する児童分

本事業を利用する児童のうち、特別な支援を要するとして他の補助事業等の対象となっている児童に対し、通常の本事業に必要な配置基準を上回る職員を配置している場合に、基本単価に加えて加算する。

・事業実施体制による加算

ア 就労支援型施設加算（事務経費） 1か所当たり年額 1,383,200円 ※4

次の①を満たした上で、②から④のうちいずれかを満たしている場合に加算する。

- ① 平日及び長期休業期間に本事業を8時間以上実施している
- ② 認定こども園が連携施設に設定されている
- ③ 3以上の市町村から園児を受け入れている
- ④ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施している

イ 保育体制充実加算 1か所当たり年額 1,446,200円または2,892,400円

次の①又は②を満たした上で、③及び④又は③及び⑤を満たしている

- ① 平日及び長期休業中に11時間以上実施している
- ② 平日及び長期休業中に9時間以上実施及び休日に40日以上実施している
- ③ 年間延べ利用人数が2,001人以上
- ④ 本事業の専任職員全員が保育士又は幼稚園教諭で、常に2名以上配置している。
- ⑤ 本事業の専任職員のうち、2分の1が保育士又は幼稚園教諭で、常に2名以上配置している。

※1 長期休業日の在籍園児について、年間延べ利用人数が2,000人以下となる場合の単価は、800円とする。

※2 平日の在籍園児について、年間延べ利用人数が2,000人以下となる場合の単価は次のとおりの算定とする。

$$1,600,000\text{円} / \text{年間延べ利用者数} - 400\text{円} (100\text{円未満切り捨て})$$

※3 平日の在籍園児については教育課程時間を含む

※4 事務職員の配置月数が6月に満たない場合は減額（1/2）

(6) 保育人材確保対策事業補助金

ア 保育補助者雇上げ強化事業（対象：幼保連携型・保育所型認定こども園）

保育士の補助を行う保育士資格を持たない職員（以下「保育補助者」とする。）及び保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」とする。）を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇上げる際に必要な費用を補助することにより、保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とします。

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> • 保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」とする。）（配置基準数※に含まれている者および処遇改善等加算（区分2を除く）を含む他の加算・雇用経費の補助事業の対象となる者を除く。）を、新たに1人以上雇用すること。なお、本事業により新たに雇上げを行った保育補助者等は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者として行うことができる。ただし、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。 • 保育補助者は、「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」（「保育ママ事業」における基礎研修を含む）を受講完了した者とする。ただし、雇用時点において当該要件を満たさない場合においては、厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成30年9月13日付け事務連絡に記載された保育に関する40時間以上の実習（以下「実習」とする。）を修了し、かつ雇用した当該年度中に「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」の受講を完了すれば、実習を開始した日から補助要件に該当するものとする。 • 有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない者であること。 • 有資格保育補助者は保育士登録日又は指定養成施設等の卒業のどちらか遅い日より1年以上経過していること。 • 保育補助者の配置による具体的な改善計画として「保育補助者配置にかかる改善計画書」を提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと。 • 保育補助者等の出退勤時間を必ず記録すること。 • 保育園等は、保育補助者が保育士資格の取得ができるように努めること。
対象	月の初日時点で補助要件を満たす月分の保育補助者の雇用に要する経費
補助基準	<ul style="list-style-type: none"> • 保育補助者1人あたりの年額に、4月1日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員により算出される人数を上限に、実際に雇用している人数を乗じて、以下のとおり算出する。なお、1人が1年間（12か月）通して対象となる場合は年額、11か月以下の対象となる場合は、対象となる月数に月額を乗じて得た額とする。 • 保育補助者1人につき年額 3,255,000円（月額 271,250円） 利用定員 120人以下 1名 利用定員 121人以上 最大2人

※配置基準数…公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

イ 保育体制強化事業

- ① 保育支援者の配置（対象：幼保連携型・保育所型認定こども）
 - ② 児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置
 - ③ スポット支援員の配置（対象：幼保連携型・保育所型・幼稚園型認定こども園）
- 地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用するために必要な費用を補助することにより、保育の体制を強化し、保育士の負担軽減によって離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とします。

補助要件	<p>① ②③共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育支援者（配置基準数※に含まれている者および処遇改善等加算(区分2を除く)含む他の加算・雇用経費の補助事業の対象となる者を除く。）を、1人以上雇用又は業務委託等により配置していること。 ・保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者であること。 ・保育支援者の配置による具体的な保育体制強化計画として「保育体制強化計画書」を提出するものとする。計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。 ・保育支援者を含む職員の出勤時間を必ず記録すること。 <p>②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散歩マニュアルを作成していること。 ・保育支援者が行った園外活動時の見守り実績を記録すること。 ・各保育所等が本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日）に留意し、保育支援者に対する交通安全に関する講習として、厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成30年9月13日付け事務連絡に記載された保育に関する実習のうち「8 安全の確保とリスクマネジメント」を含む、各園が必要な講習を実施すること。
対象	月の初日時点で補助要件を満たす月分の保育支援者の雇用に要する経費
補助基準	<p>①保育支援者の配置</p> <p>1か所あたり 月額 100,000円</p> <p>②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置</p> <p>1か所あたり 月額 45,000円</p> <p>③スポット支援員となる保育支援者の配置</p> <p>1か所あたり 月額 45,000円</p> <p>*①と合わせて③を補助対象とする場合は別の者とする。</p>

※配置基準数…公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

(7) 特別支援にかかる補助金・交付金・認定こども園特別支援教育事業・医療的ケア児教育支援事業

1号認定の認可定員を設定する認定こども園に対して、特別支援教育に要する人件費、教材費、教育研究費、設備費等、要支援児の受入れに必要な経費に対する財政的支援を行うことで、要支援児の受入れを促進し、就園機会の拡大を図ります。

【特別支援教育費交付金・補助金】

	要支援児受入促進指定園	要支援児受入促進指定園以外の園
要件	・要支援児の入園申し込みにあたり、大阪市内の私立幼稚園等のうち、障がい児の受入れに、より積極的に取り組む園。	要支援児受入促進指定園以外の大阪市内の私立幼稚園等。
受け入れに対する助成等	対象補助金・交付金	大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金
	補助目的	私立幼稚園等における要支援児の受入れを促進し、就園機会の保証を図る。
	対象経費	特別支援教育に要する人件費、教育研究費、設備費等
	金額	・手帳診断書等※を所持する大阪市内在住の園児 1人あたり月額30,000円(年額360,000円) ※ 次の①、②についても対象 ①専門医等による「発達障がいの可能性があり要観察」との診断・所見等がある園児 ②年度内に発達障がいとの診断を受けた園児の「発達障害の判定申請から判定までの期間」
施設整備補助	対象補助金	大阪市私立幼稚園等特別支援施設整備補助金
	補助目的	施設の整備を行うことにより、要支援児の受入れを促進し、就園機会の保証を図る
	対象経費	要支援児を受入れるために必要な施設改修費等(トイレ改修、段差解消、手すり設置等)
	金額	要支援児を受入れるために必要な施設改修等経費が1,000,000円以上の場合、1/2補助(ただし、補助金の額は3,000,000円を上限とする。)
		対象外

【認定こども園特別支援教育事業】(学校法人立以外の認定こども園が対象)

目的	認定こども園に就園する要支援児のうち、1号認定こどもの特別支援教育の充実を図る。		
支給要件	<p>① 原則として、1号認定こどもである要支援児、及び心理学上の診断書等に基づき市長が支援を必要とすると認めるこどもが就園する認定こども園の設置者を給付対象者とする。ただし、本市が設置、又は学校法人が運営する認定こども園を除く。</p> <p>② 当該要支援児の受け入れに際して、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)に基づき配置すべき職員数(加算を含む。)に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。また、児童の受け入れに関して必要な物品等を設置すること。</p> <p>③ 上記①及び②を月の初日で満たしていること。月途中で要件を満たした場合は、翌月からの給付とする。</p> <p>④ 要支援児の在籍が2人以上いること。ただし、対象となる児童は、当該園に就園する2号認定こども及び3号認定こどもであって、別紙1に定める要支援児を含む。</p>		
支給対象	給付要件に規定する職員の人件費、教育研究経費(教材費等の消耗品費、研修受講のために要する経費等)		
算定基準	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>要支援児1人あたり</td> <td>月額65,300円</td> </tr> </table> <p>● 支援費の給付を受けようとする年度において、当該園に就園する要支援児について、給付要件に規定する児童数に基づき、上記を乗じて得た額を算定基準額とする。</p>	要支援児1人あたり	月額65,300円
要支援児1人あたり	月額65,300円		

【医療的ケア児教育支援事業】

目的	医療的ケアを必要とする1号認定こどもが、認定こども園において円滑に教育を受けられるよう支援する		
支給要件	<p>① 原則として、医療的ケア児である1号認定こどもが在籍する認定こども園の設置者を支給対象者とする。</p> <p>② 医療的ケア児の受け入れに際して、医療的ケアを実施するために必要となる看護師を専任で配置すること。</p> <p>③ 月の初日時点で要件①②を満たし認定こども園内での医療的ケアの計画が保護者の同意を得ていること。月途中で要件を満たした場合は、翌月からの支給とする。ただし、医療的ケア児に専任で対応する看護師については、上記要件①②を満たした月以降、医療的ケア児が年度途中で退所したなど、これに伴って要件を満たさなくなった場合についても、引き続き看護師による受入体制がとられているときは、当該年度に限り、看護師の人件費を支給対象とする。なお、支給対象となる範囲は、退所した医療的ケア児の計画と同等のものとする。</p> <p>④ 認定こども園において、2号認定から1号認定に変更のあった児童の場合、月の初日時点で1号認定である月から算定基準による支援費を支給する。</p> <p>⑤ 職員の配置が欠ける場合は、支援費の停止、減額及び返還の対象となる。</p> <p>⑥ 医療的ケア児とは、治療を目的としたものではなく、生命維持や健康維持のための生活行為として、医療行為（喀痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射、その他医療行為）を必要とする障がい・疾病のある児童とする。</p> <p>⑦ 看護師とは、有資格者（正看護師、准看護師）で当該保育所等において直接雇用または労働者派遣契約に基づき派遣され勤務する者とする。</p>		
支給対象	医療的ケア児にかかる医療的ケアを専任で担当する看護師の人件費（他の事業により、補填されている金額を差し引く）		
算定基準	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>児童1人あたり</td> <td>月額上限210,000円</td> </tr> </table> <p>● 支援費の支給を受けようとする年度において、当該園に在籍する医療的ケア児について、上記要件を算定基準額とする。</p>	児童1人あたり	月額上限210,000円
児童1人あたり	月額上限210,000円		

(8) 産休等代替職員雇用支援費（※令和7年4月1日要綱の内容に基づくものです。）

児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要として休業する場合に、施設における入所児童等の処遇の適正な確保を目的として、当該施設の長がその職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用するための経費負担を軽減するために支給する。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・産休等職員は正規職員（常勤職員）であること。また、施設型給付費または地域型保育給付費の支弁対象となる職員であること。 ・産休等の期間中、就労規則又は労働契約の定めるところにより、労働基準法第11条に規定する賃金の全額を、産休等職員に支給していること。 （減額したり、社会保険の手当を受けていないこと） ・産休等代替職員は各職種の所定の資格を有し、かつ健康で社会福祉事業に理解をもっている者であること。 ・代替職員は、産休・病休を取得予定であることが判明した後に、その職員の業務を行わせるために新たに雇用される有期契約職員であること。ただし、有期契約職員を新たに雇用することができない特別の理由がある場合においては、職員定数外の短時間勤務職員を常勤勤務に契約変更した上で代替職員とすることも可とする。
------	---

	・事業開始前に支援費支給認定申請がされていること。
支給対象	産休等職員の職務を臨時的に行なうために産休等代替職員を新たに任用するために必要となる経費。
日額単価	<p>(1) 保育士（特定地域型保育事業小規模保育 C 型・家庭的保育事業において保育に従事する者を除く）、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、介護職員、保健師、児童生活支援員、児童自立支援専門員、指導員（児童指導員、生活指導員、職業指導員等）、セラピスト（心理療法士等）、栄養士 1日あたり 9,036円</p> <p>(2) 調理員、家庭的保育者、家庭的保育補助者 1日あたり8,607円</p>

(9) 特別支援保育実践交流研修事業補助金

大阪市では、公立保育所において8日間の実践的研修を行うことにより、公立保育所と民間保育所等が互いに障がい児の支援を学びあい、スキルを共有し、特別支援保育における保育士の専門性向上を図っています。民間保育所等の研修受講を促進するため、職員が指定の研修を受講する際の代替職員雇用経費と交通費を助成します。

対象となる研修	特別支援保育実践交流研修事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が指定する研修に職員を出席させること。 ・研修の出席に際して、当該職員の業務を臨時的に行う者を雇用すること。
補助対象	民間保育所等が職員を上記研修に参加させる際に、保育士の配置基準を充足しない期間における代替職員を雇用するために新たに要する経費と、参加職員の勤務地から研修実施場所までの交通費実費負担分を補助対象とする。
補助基準	<p>【補助基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用経費 日額 9,331 円（1時間当たり 上限 1,204 円） ・交通費実費負担分 （1日あたり上限 1,300 円） <p>【研修期間】 4日×2クール（計8日間）</p>

(10) 0歳児途中入所対策事業支援費

0歳児の年度途中入所に対応するために必要な保育士等を配置し、0歳児の受入可能枠を維持する場合に支援費を支給します。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・各月初日において認可定員・利用定員を超えない範囲で0歳児受入可能枠を設定し、0歳児担当保育士等を配置していること。 ・公定価格において充足すべき職員数を充足していること ・公定価格において充足すべき職員数を充足すべき職員数の算出にあたって
------	--

	<p>次のとおり読み替えること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>読替前</th> <th>読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所、認定こども園、小規模A型、小規模B型、事業所内保育事業</td> <td>乳児3人につき1人</td> <td>0歳受入可能枠又は0歳児対応可能児童数3人のいずれか低い方につき1人</td> </tr> <tr> <td>小規模C型、家庭的保育事業</td> <td>子ども</td> <td>0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童のいずれか低い方及び1、2歳児</td> </tr> </tbody> </table> <p>・0歳児途中入所のための保育士等を雇用している場合、その費用を保護者から徴収していないこと。</p>	施設	読替前	読替後	保育所、認定こども園、小規模A型、小規模B型、事業所内保育事業	乳児3人につき1人	0歳受入可能枠又は0歳児対応可能児童数3人のいずれか低い方につき1人	小規模C型、家庭的保育事業	子ども	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童のいずれか低い方及び1、2歳児
施設	読替前	読替後								
保育所、認定こども園、小規模A型、小規模B型、事業所内保育事業	乳児3人につき1人	0歳受入可能枠又は0歳児対応可能児童数3人のいずれか低い方につき1人								
小規模C型、家庭的保育事業	子ども	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童のいずれか低い方及び1、2歳児								
支給金額	<p>147,800×各月初日の(0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い方)－0歳児の実入所児童数)</p> <p>但し、補助対象期間は4月から9月まで。</p>									

※上記は令和7年度要綱の内容に基づきます。最新の要綱は本市HPにてご確認ください。

(11) 1歳児保育対策事業支援費

1歳児における配置基準を、特定教育・保育等に要する費用の額の算定における1歳児配置改善加算の適用と同等に配置改善した場合に支援費を支給します。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 職員数について、当該事業年度に適用される「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（以下、「留意事項通知」という。）に規定する1歳児配置改善加算の要件を満たすこと。 留意事項通知に規定する1歳児配置改善加算における加算要件 i から iii のうち、該当しない要件が1つ以上あること。 当該事業年度に適用される「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（以下、「公定価格に関する告示」という。）における特定教育・保育等に要する費用の額の算定において、1歳児配置改善加算が不適用であること。 1歳児の配置改善のために保育士等を雇用している場合、その費用を保護者から徴収していないこと。
支給金額	<p>公定価格に関する告示における1歳児配置改善加算及び1歳児配置改善加算により算定を行う他の調整額に基づき算定する。</p>

※上記は令和7年度要綱の内容に基づきます。最新の要綱は本市HPにてご確認ください。

1.1 経理・監査について

認定こども園は、主な財源である給付費及び補助金が公的資金であるため、その運営については、より透明性が求められます。特に会計に関する処理については、法人種別ごとの会計基準に基づき、会計処理を行うこととなります。

- ・ 社会福祉法人.....社会福祉法人会計基準

- 学校法人.....学校法人会計基準

認定こども園経理に関し特に注意が必要な点は次のとおりですが、詳しい取扱いについては各会計基準及び内閣府・文部科学省・厚生労働省（現こども家庭庁）通知等をご参照ください。

【認定こども園の経理に関する事項】

1 会計管理について

(1) 経理規程の整備

- ① 各会計基準等に基づく経理規程を作成してください。
- ② 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。
- ③ 法人本部と認定こども園は、別の経理の区分とってください。また、複数の施設を運営している場合は、施設ごとに経理の区分を設けてください。
- ④ 勘定科目については、各会計基準に準拠したものを経理規程の別表等で定めてください。

(2) 会計責任者（経理責任者）等の任命

- ① 認定こども園（経理の区分）ごとに会計責任者（経理責任者）や、出納職員（経理担当者）を任命し、代表者名で辞令を交付するなど業務分担を明確にしてください。
- ② 会計責任者（経理責任者）及び出納職員（経理担当者）については、経理処理に係る法人内部での牽制体制を構築する必要があるため、1名での兼任を避け、それぞれ別の者を任命するようにしてください。

(3) 予算の編成

- ① 毎事業年度が始まる前に経理の区分ごとの翌年度予算を編成し、予算書を作成してください。
- ② 予算の編成にあたっては、事業計画との関連性が明確なものとし、年度途中での事業計画の変更や大幅な予算額の変更がある場合には、補正予算を編成してください。

2 会計書類について

- ① 主要簿（総勘定元帳、仕訳伝票）を必ず作成してください。
該当する資産等がある場合には補助簿（固定資産管理台帳、小口現金出納帳、基本金台帳、寄附金台帳等、必要に応じて経理規程で作成することを定めている帳簿類）を作成してください。
- ② 徴収金台帳を必ず作成し、保育料を含め、保護者から徴収する費用については、日々、記載してください。
- ③ 全ての取引を記録し、簿外処理を行うことがないようにしてください。

- ④ 事業所物件等の賃貸借、借入金の返済、業務委託等について、運営費から支出する場合は、契約相手との係争を未然に防ぎ、安定的な運営に資するため、経理規程に基づき、契約書を作成して契約を締結する必要があります。
- ⑤ 領収書等証ひょうについても、適正に整理・保存してください。
- ⑥ 会計帳簿及び決算書（計算書類、附属明細書、財産目録）は法令や、各会計基準等に定められた期間、適切に保存してください。

3 出納事務について

(1) 支出

- ① 金銭の支払いの際は、契約書や請求書等に基づいて行ってください。
- ② 現金で支払ったものについては金銭受領者から領収書やレシートを受領してください。また、領収書の場合は、宛名のほか、ただし書等に内容が明記されているか確認してください。
- ③ 小口現金については経理規程で限度額を設定の上、その範囲内での運用としてください。
- ④ 経費の支払いについては、小口現金又は預金口座からの支出とし、個人による立替えを行わないようにしてください。
- ⑤ 日々の支出に対し、その都度会計（仕訳）伝票又は小口現金出納帳への記載による会計処理を行い、会計責任者（経理責任者）の承認（印）を得てください。
- ⑥ 不明瞭な支出がないように会計処理は整然かつ明瞭に行い、正確な記録を残してください。
- ⑦ 認定こども園の運営と直接関わりのない経費については支出できません。
公定価格の基本分単価の内訳に含まれない経費や、他の施設で負担すべき経費については支出できません。なお、保護者からの同意を得て徴収したのものについては、当該徴収目的に沿って使用することができます。

給付費や補助金は公的資金であり、透明性確保のため、適正な管理が必要です。園の運営に必要と認められないものについては、支出することはできません。

(2) 収入

- ① 金銭の収入については、領収書を発行してください。
- ② 現金収入は、経理規程に基づき、直接小口現金に充てることなく、速やかに金融機関に預け入れてください。
- ③ 日々の収入に対し、その都度会計（仕訳）伝票等による会計処理を行い、会計責任者（経理責任者）の承認（印）を得てください。
- ④ 寄附金を收受する際には、寄附申込書を徴した上で寄附金台帳に記載し、代表者名で領収書を発行した上で適切な経理の区分にその収入を計上をしてください。なお、利用者家族や職員へ寄附を強要することは出来ません。

- ⑤ 実費相当分として徴収する利用者負担金については、日々、徴収金台帳へ記載し、適切な経理の区分にその収入を計上してください。

(3) 月末の処理

- ① 月次試算表を経理の区分ごとに作成し、会計責任者(経理責任者)の承認(印)を得てください。月次試算表は、各会計基準に基づく決算書に準拠して作成してください。
- ② 現金残高及び預金残高と帳簿残高を適切に照合してください。

4 契約事務について

- ① 経理規程に定める金額を超える契約を行う際には、入札を実施してください。
- ② 経理規程に定める金額を超える契約を行う際には契約書を作成してください。
- ③ 入札を必要としない契約を行う場合であっても、高額の随意契約を行う際には比較見積もりを徴して適正価格を判断した上で契約を行ってください。
- ④ 自動更新による契約についても、適宜、契約内容の見直しを行ってください。

5 固定資産、減価償却について

建物、車両、物品等で耐用年数が1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が法令や各会計基準等で定められた金額以上の資産は、固定資産に計上し、減価償却を行ってください。

6 決算について

(1) 決算整理

- ① 預金残高と帳簿残高を確認してください。
- ② 未収金・未払金等の明細を作成してください。
- ③ 領収書等の証ひょう類を整備し、領収書や請求書等の紛失、二重計上がないか確認をしてください。
- ④ 会計帳簿(総勘定元帳、会計伝票等)と決算書(計算書類等)の内容が一致しているか確認してください。

(2) 決算書類(計算書類等)、決算附属明細書の作成

各会計基準に基づき、決算書類(計算書類等)、決算附属明細書を適切に作成してください。

【注】 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、法人全体の貸借対照表、損益計算書、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書に加え、施設ごとに損益計算書、貸借対照表を作成してください。

(3) 議決機関の承認

作成した決算書類（計算書類等）については、各法人における議決機関において承認を受けてください。

(4) 決算書類（計算書類等）の公開について

決算書類（計算書類等）は、各事務所に備え、いつでも閲覧に供することができるようにしておいてください。

(5) 現況報告書

施設調書に併せて、毎年大阪市あてに決算書類・予算書を提出してください。（提出時期については、毎年お知らせします。）

重要

認定こども園は公共性が高い施設であり、主たる財源である給付費・補助金が公的資金であることから、特に適正を期する必要があります。用途については、教育・保育に関わる経費にのみ使用し、教育・保育に関わらない経費への支出はできません。市民・利用者に対して説明ができるよう、適正に支出をするようにしてください。

7 指導監査について

(1) 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等に基づき、原則として、年度ごとに1回、指導監査を実施します。認定こども園施設最低基準が遵守されているか、適正な会計処理が行われているか、その他関係法令に基づく運営状況について、現地への立ち入り、及び関係書類の確認、施設職員への聞き取りにより行います。

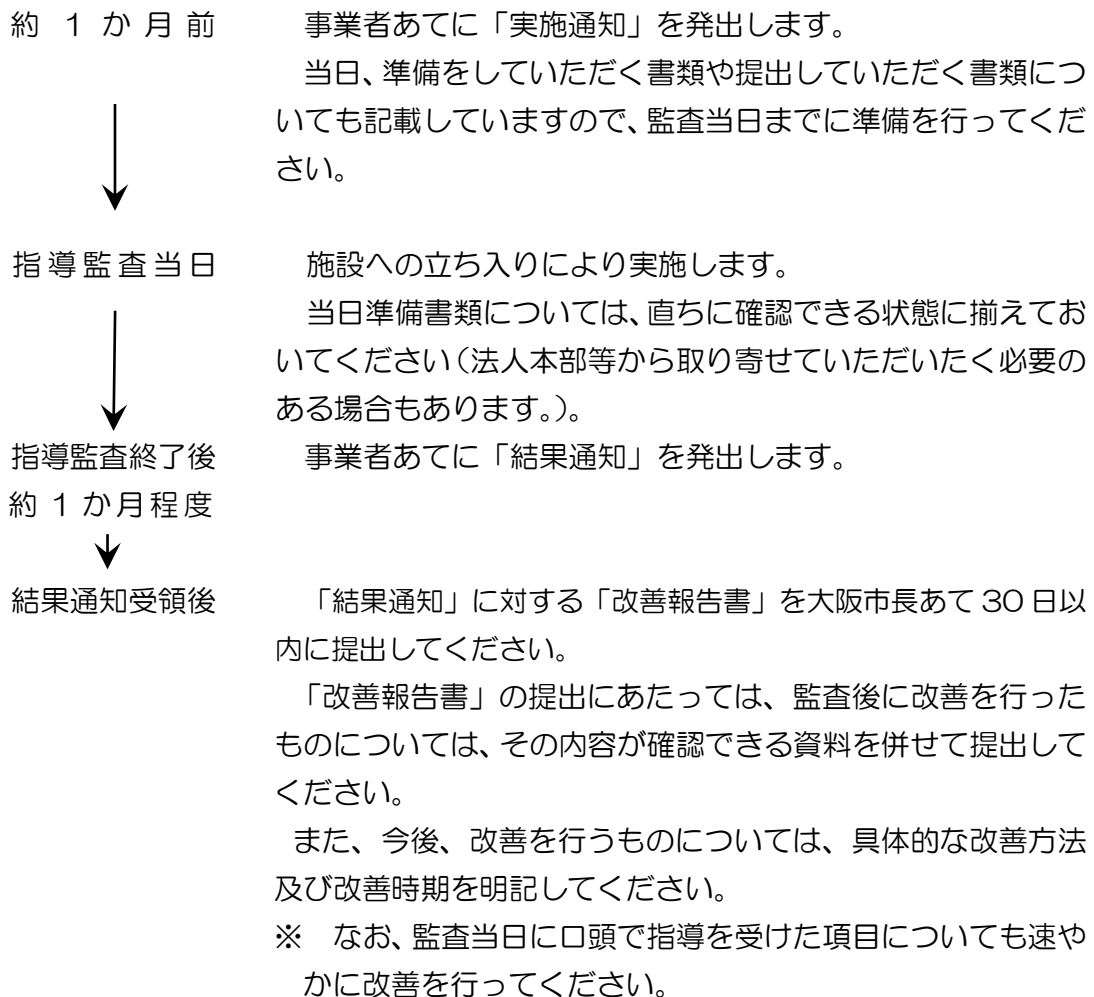
なお、公認会計士または監査法人の外部監査を受審している場合、当該外部監査において軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、原則として会計監査を省略します。ただし、給付費等の用途を確認するため、総勘定元帳や領収書、証ひょう等の関係資料の提示を求めることがあります。

(2) 幼稚園型認定こども園

子ども・子育て支援法等に基づき、当面2年に1回、（確認制度に基づく）指導監査を実施します。確認基準が遵守されているか、適正な会計処理が行われているか、その他関係法令に基づく運営状況について、現地への立ち入り、及び関係書類の確認、施設職員への聞き取りにより行います。

(公認会計士または監査法人の外部監査を受審している場合は、(1)と同じ取り扱いです。)

【指導監査の流れ】



【指導監査結果の公表】

提供される福祉サービスの質の向上、市民の福祉サービスの選択に資すること及び健全な園運営を促すことを目的に、指導監査の結果(指摘事項・改善状況等)を大阪市ホームページにて公表します。

1.2 その他の運営について

ー1. 研修について

大阪市では、一人一人のこどもを大切にする保育をめざして「子育て支援」の充実と「人材育成」に重点を置き、職員自らの専門性と倫理性を確立することができるような研修等を実施しております。

各施設は、質の高い教育・保育を展開するため、一人一人の職員について資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めてください。

各研修は、申込みによる任意参加となっておりますが、積極的に参加してください。研修等の実施については、毎月の研修案内によりお知らせします。

一 2. 事故防止と事故発生時の対応

教育・保育中の事故防止のため、定期的な施設内外の設備の安全点検や事故防止に向けた職員教育の徹底等、事故防止の対策を十分に講じてください。

事故が発生してしまった場合には、あらかじめ定めた方法等により、迅速かつ的確な対応を図り、その状況、処置及び経過、並びに再発防止策について記録するとともに、医療機関を受診することになった場合等、特に大阪市への報告が必要と判断される事故については、報告を行ってください。

【報告対象となる事案について】

ア 入所児童に関する事案

- ・死亡事故
- ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの。ただし、明らかに病気が原因である場合を除く）
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ・2回以上の病院での治療を伴う事故（2回目の受診時に、治療を伴わず、医師による確認のみの場合は不要）
- ・置き去り・すり抜け等の事案
- ・誤飲（食品以外のものを飲み込んだ事案）
- ・食事提供に関する事故（誤食・誤接触（食物アレルギー）、期限切れ食品の摂取、未摂取食品の摂取、異物混入等）
※症状及び受診の有無にかかわらず報告が必要
- ・集団による食中毒、10人以上の感染症の発生
- ・与薬誤り
- ・その他、施設が本市への報告が必要と判断した事案 等

イ その他の事案

- ・保育業務に影響を及ぼす設備の故障や施設管理上の事故
- ・盗難、不審者侵入
- ・個人情報漏えい 等

一 3. 防火・防災・防犯について

防火・防災管理者の選任と届出、消防計画の作成と届出、消防用設備点検の実施と報告等を関係法令に基づき実施してください。また、非常災害時における避難及び消火の訓練を、月1回以上実施してください。

上記のほか、不審者対策等、防犯上の配慮も行ってください。

災害時の対応について

大阪市では、地震、台風、集中豪雨等の自然災害が発生した場合や自然災害の発生が予測される場合に、児童や保護者、職員の生命と安全を守るため、迅速かつ適切に判断・行動することができるよう、災害への備えや臨時休園の判断基準など、災害時の基本的な対応についてガイドラインを定めています。

また、災害の規模や立地条件等によって被害状況も異なることから、それぞれの状況に応じた防災マニュアルを作成していただき、災害対応力の強化に努めてください。

【参考（各種リンク先）】

□大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000594549.html>

□大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000596280.html>

□大阪市防災アプリ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html>

□おおさか防災ネット

<https://www.osaka-bousai.net/27100/index.html>

□水害ハザードマップ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000299877.html>

□水害のおそれがあるときの避難情報の発令対象区域

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000271142.html>

ー 4. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し継続的なサービスを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

なお、その計画について、職員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければなりません。

業務継続計画については、定期的に見直しを行うとともに、必要に応じて内容を変更してください。

また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施するよう努めなければなりません。

ー 5. 個人情報保護

個人情報の取扱いについては、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理してください。

ー6. 苦情対応について

苦情を受け付けるための窓口を設置する等、利用者やその保護者から苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講じてください。

ー7. 虐待防止について

こどもに対する虐待を防止するため、その早期発見に努めるとともに、虐待が疑われ、又は、認められる場合には、各区保健福祉センターや大阪市こども相談センター等の関係機関と連携を図り、必要な対応や支援を行ってください。

認定こども園の職員は、こどもに対し、虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。

万が一、虐待等と疑われる事案（不適切な保育）を確認した場合は、本市へ通報することが義務付けられています。

ー8. 「保育士特定登録取消者管理システム」及び「特定免許状失効者管理システム」の活用の義務について

令和6年4月より、こどもに関わる業務を行う施設等において、保育士を任命・雇用しようとするときは保育士特定登録取消者管理システムを活用することが義務付けられています。

児童生徒等に対し性暴力等を行った保育士への厳正な対応について | こども家庭庁
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/tokuteihoiku>

また、令和5年4月より、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園の教育職員等を任命又は雇用しようとするときには、特定免許状失効者管理システムを活用することが義務付けられています。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について：文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

ー9. 職員の健康管理について

認定こども園に勤務する職員については、労働安全衛生規則に定めるところにより、雇用時、及び定期的に健康診断を行ってください。

ただし、幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園の職員の定期的健康診断については、学校保健安全法施行規則に基づいて行ってください。

調理・調乳等に従事する職員については、毎月検便（腸管出血性大腸菌の検査を含む。）を行い、異常がないかの確認を行ってください。

ー10. 自己評価

認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、こどもの視点に立った点検

又は評価を行う体制を整えておく必要があります。また、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園においては、当該認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について評価を行う必要があります。

【参考】

「幼稚園における学校評価ガイドライン」（平成 23 年改訂、文部科学省策定）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/_icsFiles/afieldfile/2018/10/03/1409872_1.pdf

「第三者評価事業 評価基準について」全国社会福祉協議会 福祉サービス 第三者評価事業

<https://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>

「保育所における第三者評価の改訂について」（令和 2 年 4 月 1 日子発 0331 第 11 号、社
援発 0331 第 34 号）

共通評価基準ガイドライン

https://www.shakyo-hyouka.net/guideline/bs20200401_1.pdf

内容評価基準ガイドライン

https://www.shakyo-hyouka.net/guideline/bs20200401_3.pdf

大阪市では、保育の質の確保・向上、保育所等の適正運営の確保及び事業の見える化推進等のため、保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園が「福祉サービス第三者評価」を受審する場合、その費用を支援する制度（大阪市保育サービス第三者評価受審促進事業）を設けています。

「大阪市保育サービス第三者評価受審促進事業費支援費交付要綱」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000443292.html>

ー10. 実費徴収・上乗せ徴収について

（1）上乗せ徴収

公定価格では賄うことができない費用等

⇒理由の開示と保護者への説明・書面による同意が条件

（例）公定価格上の基準を超えた教員の配置

平均的な水準を超えた施設設備

(2) 実費徴収

教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費

⇒保護者への説明・同意が条件

(例) 文房具や制服代

遠足などの行事参加費

通園バス代

食材・給食代

	主食	副食
1号認定こども	○	○
2号認定こども	○	○
3号認定こども	×	×

○：実費徴収可 ×：実費徴収不可

※ 副食に係る費用については、年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の児童の支払は免除されます。

ー11. 重要事項説明書について

重要事項説明書は保護者に説明し、同意を得たうえで施設を利用していただくものであり、運営規程は園の管理規程（園の規則）として定めるもので、重要事項説明書と運営規程を、それぞれ策定する必要があります（運営規程として定める事項が園則で網羅されていれば、運営規程と園則とを兼ねることが可能。）。重要事項説明書には、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担を必ず記載し、その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要事項を記載しなければいけません。

7 関係法令・参考資料

1 関係法令

下記の法律、規則、条例、要綱など、関係法令を参照してください。

【基本法令】

- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）
- ・子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）…通称、認定こども園法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成 26 年政令第 203 号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援に事業の提供体制の整備並び子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）

【認定こども園にかかる設備運営基準】

<国基準>

- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）

<大阪市>

- ・大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 100 号）
- ・大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）

- 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 99 号）
- 大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 28 年大阪市条例第 86 号）
- 大阪市幼保連携型認定こども園の認可に関する審査基準
- 大阪市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱
- 大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する審査基準
- 大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定等要綱
- 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する審査基準
- 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認等要綱

【その他】

- 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について
- 幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 建築基準法施行条例（平成 12 年大阪市条例第 62 号）
- 建築基準法施行細則（昭和 35 年大阪市規則第 42 号）
- 大阪府福祉のまちづくり条例
- 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
- 幼稚園教育要領（平成 29 年文部科学省告示第 62 号）
- 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）
- 認定こども園における職員配置に係る特例について（通知）（平成 28 年府子本第 246 号）
- 児童福祉施設等における業務継続計画等について（令和 4 年 12 月 23 日）

など

2 参考資料

- 公定価格単価表（令和 7 年度分）

教育標準時間認定

地域区分	定義区分	学年区分	基本分算額		処遇改善等加算(区分1及び区分2)				副園長・教頭配置加算			学校種別調整加算 ※1年・2年次の担任児童の合計が 36人以上300人以下の場合に加算						
			(注1) a	(注1) b	(注1) c	加算率(注2)			加算率(注2) a	加算率(注2) b	加算率(注2) c	加算率(注2)						
						(a)	(b)	(c)				(a)	(b)	(c)				
16/100 地域	10A まで	4歳以上児	139,670	(148,820)	+	1,370	(1,460)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c)	(2.6(c))	+	9,040	+	90 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	54,940	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))
		3歳児	148,820		+	1,460		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c)									
	11A から 15A まで	4歳以上児	95,290	(104,440)	+	930	(1,020)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c)	(2.6(c))	+	6,020	+	60 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	36,630	+	360 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))
		3歳児	104,440		+	1,020		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c)									
	16A から 20A まで	4歳以上児	72,610	(81,760)	+	700	(790)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c)	(2.6(c))	+	4,520	+	40 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	27,470	+	270 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))
		3歳児	81,760		+	790		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c)									
	21A から 25A まで	4歳以上児	59,010	(68,160)	+	570	(660)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)	(2.5(c))	+	3,610	+	30 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	21,970	+	210 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))
		3歳児	68,160		+	660		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)									
	26A から 30A まで	4歳以上児	49,940	(59,090)	+	470	(570)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c)	(2.5(c))	+	3,010	+	30 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	18,310	+	180 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))
		3歳児	59,090		+	570		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)									
	31A から 35A まで	4歳以上児	46,120	(55,270)	+	440	(530)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)	(2.5(c))	+	2,980	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	15,690	+	150 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))
		3歳児	55,270		+	530		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)									
	36A から 40A まで	4歳以上児	43,230	(52,380)	+	410	(500)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)	(2.5(c))	+	2,260	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	13,730	+	130 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c))
		3歳児	52,380		+	500		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)									
	41A から 45A まで	4歳以上児	41,010	(50,160)	+	390	(480)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)	(2.4(c))	+	2,000	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	12,210	+	120 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))
		3歳児	50,160		+	480		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)									
	46A から 50A まで	4歳以上児	39,230	(48,380)	+	370	(460)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)	(2.4(c))	+	1,900	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	10,980	+	100 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c))
		3歳児	48,380		+	460		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)									
	51A から 55A まで	4歳以上児	37,670	(46,820)	+	350	(440)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)	(2.5(c))	+	1,640	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	9,990	+	90 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c))
		3歳児	46,820		+	440		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)									
	56A から 60A まで	4歳以上児	36,470	(45,620)	+	340	(430)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)	(2.4(c))	+	1,930	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	9,150	+	90 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))
		3歳児	45,620		+	430		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)									
	61A から 75A まで	4歳以上児	33,790	(42,940)	+	310	(400)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)	(2.4(c))	+	1,200	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	7,320	+	70 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))
		3歳児	42,940		+	400		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)									
76A から 80A まで	4歳以上児	31,960	(41,110)	+	290	(380)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)	(2.4(c))	+	1,000	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	6,100	+	60 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))	
	3歳児	41,110		+	380		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)										
91A から 105A まで	4歳以上児	31,330	(40,480)	+	290	(380)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)	(2.5(c))	+	860	+	8 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	5,230	+	50 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))	
	3歳児	40,480		+	380		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)										
106A から 120A まで	4歳以上児	30,300	(39,450)	+	280	(370)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)	(2.5(c))	+	750	+	7 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	4,570	+	40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	
	3歳児	39,450		+	370		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)										
121A から 135A まで	4歳以上児	29,470	(38,620)	+	270	(360)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)	(2.5(c))	+	680	+	6 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	4,070	+	40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))	
	3歳児	38,620		+	360		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)										
136A から 150A まで	4歳以上児	28,830	(37,980)	+	260	(350)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)	(2.4(c))	+	600	+	6 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	3,660	+	30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c))	
	3歳児	37,980		+	350		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)										
151A から 180A まで	4歳以上児	27,850	(37,000)	+	250	(350)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)	(2.4(c))	+	500	+	5 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	3,050	+	30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))	
	3歳児	37,000		+	350		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)										
181A から 210A まで	4歳以上児	27,140	(36,290)	+	250	(340)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)	(2.4(c))	+	430	+	4 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	2,610	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.0(c))	
	3歳児	36,290		+	340		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)										
211A から 240A まで	4歳以上児	26,610	(35,760)	+	240	(330)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)	(2.4(c))	+	370	+	3 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	2,280	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c))	
	3歳児	35,760		+	330		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)										
241A から 270A まで	4歳以上児	26,210	(35,360)	+	240	(330)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)	(2.3(c))	+	330	+	3 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	2,030	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))	
	3歳児	35,360		+	330		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)										
271A から 300A まで	4歳以上児	25,880	(35,030)	+	230	(320)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)	(2.3(c))	+	300	+	3 × (加算率(a) + 加算率(b))	+	1,830	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 4.3(c))	
	3歳児	35,030		+	320		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)										
301A 以上	4歳以上児	25,620	(34,770)	+	230	(320)	×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.3(c)	(2.4(c))	+	270	+	2 × (加算率(a) + 加算率(b))					
	3歳児	34,770		+	320		×	加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)										

地域区分	定員区分	学年区分	3歳児保育施設加算 (3歳児配置改善加算有り)			講師配置加算			チーム保育加算 ※1号・2号の利用定員合計に応じて利用子どもの単価に加算			
			超過改善加算(区分1及び区分2)			超過改善加算(区分1及び区分2)			超過改善加算(区分1及び区分2)			
			加算率(注2)	(a)	(b)	(c)	加算率(注2)	(a)	(b)	(c)	加算率(注2)	(a)
16/100 地域	10人 まで	4歳以上児				8,020	+	90 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.0(c))		~ 10人 54,940×加配人数	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
	11人 から 15人 まで	4歳以上児				6,010	+	60 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.0(c))		11人~ 15人 36,630×加配人数	+	360 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
	16人 から 20人 まで	4歳以上児				4,510	+	40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 10.2(c))		16人~ 20人 27,470×加配人数	+	270 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
	21人 から 25人 まで	4歳以上児				3,600	+	30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 10.9(c))		21人~ 25人 21,970×加配人数	+	210 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
	26人 から 30人 まで	4歳以上児				3,000	+	30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.0(c))		26人~ 30人 18,310×加配人数	+	180 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
	31人 から 35人 まで	4歳以上児				2,570	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 11.6(c))		31人~ 35人 15,690×加配人数	+	150 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
	36人 から 40人 まで	4歳以上児				-	+			36人~ 40人 13,730×加配人数	+	130 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.5(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
	41人 から 45人 まで	4歳以上児				-	+			41人~ 45人 12,210×加配人数	+	120 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
	46人 から 50人 まで	4歳以上児				-	+			46人~ 50人 10,980×加配人数	+	100 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
	51人 から 55人 まで	4歳以上児				-	+			51人~ 55人 9,990×加配人数	+	90 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.6(c)) × 加配人数
		3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))							
56人 から 60人 まで	4歳以上児				-	+			56人~ 60人 9,150×加配人数	+	90 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
61人 から 75人 まで	4歳以上児				-	+			61人~ 75人 7,320×加配人数	+	70 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
76人 から 90人 まで	4歳以上児				-	+			76人~ 90人 6,100×加配人数	+	60 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
91人 から 105人 まで	4歳以上児				-	+			91人~ 105人 5,230×加配人数	+	50 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
106人 から 120人 まで	4歳以上児				-	+			106人~ 120人 4,570×加配人数	+	40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
121人 から 135人 まで	4歳以上児				660	+	6 × (加算率(a) + 加算率(b) + 10.1(c))		121人~ 135人 4,070×加配人数	+	40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
136人 から 150人 まで	4歳以上児				600	+	6 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.0(c))		136人~ 150人 3,660×加配人数	+	30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
151人 から 180人 まで	4歳以上児				500	+	5 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.0(c))		151人~ 180人 3,050×加配人数	+	30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
181人 から 210人 まで	4歳以上児				430	+	4 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.7(c))		181人~ 210人 2,610×加配人数	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.0(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
211人 から 240人 まで	4歳以上児				370	+	3 × (加算率(a) + 加算率(b) + 11.3(c))		211人~ 240人 2,280×加配人数	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.7(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
241人 から 270人 まで	4歳以上児				330	+	3 × (加算率(a) + 加算率(b) + 10.1(c))		241人~ 270人 2,030×加配人数	+	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
271人 から 300人 まで	4歳以上児				300	+	3 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.0(c))		271人~ 300人 1,830×加配人数	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 4.3(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								
301人 以上	4歳以上児				270	+	2 × (加算率(a) + 加算率(b) + 12.3(c))		301人~ 1,660×加配人数	+	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.9(c)) × 加配人数	
	3歳児	54,950	+	540 × (加算率(a) + 加算率(b) + 2.4(c))								

地域区分	定員区分	課区分	年齢区分	外部監査費 加算 ※認定子ども園全 体の利用定員の区 分に応じて加算 ※3月分の集約に 加算	副食費徴収 免除加算 ※副食費の徴収が免除され る子ども単位に加算	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合			年齢別配置基準を 下回る場合		
						超過改善等加算（区分1及び区分2）			超過改善等加算（区分1及び区分2）		
①	②	③	④	⑤	⑥	(a)	(b)	(c)	(a)	(b)	(c)
16/100 地域	10人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	～ 10人 40,500	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (11,680 + 110 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.5 (c)))	- (54,940 + 540 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数				
	11人 から 15人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	11人～ 15人 27,330	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (7,780 + 70 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.9 (c)))	- (36,630 + 360 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数				
	16人 から 20人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	16人～ 20人 20,750	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (5,940 + 50 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 9.3 (c)))	- (27,470 + 270 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数				
	21人 から 25人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	21人～ 25人 16,800	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (4,670 + 40 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 9.3 (c)))	- (21,970 + 220 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.5 (c))) × 人数				
	26人 から 30人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	26人～ 30人 14,180	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (3,890 + 30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 10.3 (c)))	- (18,310 + 180 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数				
	31人 から 35人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	31人～ 35人 12,280	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (3,330 + 30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.9 (c)))	- (15,080 + 150 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))) × 人数				
	36人 から 40人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	36人～ 40人 10,870	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (2,920 + 20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 11.6 (c)))	- (13,730 + 130 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))) × 人数				
	41人 から 45人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	41人～ 45人 9,770	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (2,590 + 20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 10.3 (c)))	- (12,210 + 120 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数				
	46人 から 50人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	46人～ 50人 8,860	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (2,330 + 20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 9.3 (c)))	- (10,880 + 110 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.5 (c))) × 人数				
	51人 から 55人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	51人～ 55人 8,120	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (2,120 + 20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.5 (c)))	- (9,990 + 100 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.5 (c))) × 人数				
	56人 から 60人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	56人～ 60人 7,500	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (1,940 + 10 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 15.5 (c)))	- (9,150 + 90 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数				
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	61人～ 75人 6,130	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (1,550 + 10 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 12.4 (c)))	- (7,320 + 70 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))) × 人数				
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	76人～ 90人 5,220	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (1,290 + 10 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 10.3 (c)))	- (6,100 + 60 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数				
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	91人～ 105人 4,660	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (1,110 + 10 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.9 (c)))	- (5,230 + 50 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c))) × 人数				
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	106人～ 120人 4,250	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (970 + 10 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.8 (c)))	- (4,570 + 40 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.9 (c))) × 人数				
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	121人～ 135人 3,820	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (860 + 9 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.7 (c)))	- (4,070 + 40 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数				
	136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	136人～ 150人 3,660	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (770 + 8 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.8 (c)))	- (3,660 + 30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.1 (c))) × 人数				
	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	151人～ 180人 3,160	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (640 + 6 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.6 (c)))	- (3,050 + 30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数				
	181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	181人～ 210人 2,910	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (550 + 6 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.4 (c)))	- (2,610 + 20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.3 (c))) × 人数				
	211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	211人～ 240人 2,540	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (480 + 5 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.8 (c)))	- (2,280 + 20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.9 (c))) × 人数				
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	241人～ 270人 2,440	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (430 + 4 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.6 (c)))	- (2,030 + 20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c))) × 人数					
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	271人～ 300人 2,300	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (380 + 4 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.8 (c)))	- (1,830 + 10 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 4.7 (c))) × 人数					
301人 以上	1号	4歳以上児 3歳児	301人～ 2,150	+ 245 × 各月の給食 実施日数	- (350 + 4 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.0 (c)))	- (1,660 + 10 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 4.2 (c))) × 人数					

地域区分	定員区分	区分	年齢区分	配置基準上求められる職員資格を有しない場合	定員を従来の超過する場合
①	②	③	④	⑤	⑥
16/100 地域	10人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(42,510 + 420 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	(⑤-⑥ (⑥を除く。)) ×別に定める調整率
	11人から15人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(28,340 + 280 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	16人から20人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(21,250 + 210 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	21人から25人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(17,000 + 170 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	26人から30人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(14,170 + 140 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	31人から35人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(12,140 + 120 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	36人から40人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(10,620 + 100 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	41人から45人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(9,440 + 90 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	46人から50人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(8,500 + 80 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	51人から55人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(7,730 + 70 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	56人から60人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(7,080 + 70 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	61人から75人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(5,660 + 50 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(4,720 + 40 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	91人から105人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(4,040 + 40 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	106人から120人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(3,540 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	121人から135人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(3,140 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	136人から150人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(2,820 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(2,360 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	181人から210人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(2,020 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
	211人から240人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(1,770 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$	
241人から270人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(1,570 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
271人から300人まで	1号	4歳以上児 3歳児	$(1,410 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
301人以上	1号	4歳以上児 3歳児	$(1,280 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		

加算部分2

療育支援加算	A	基本額 (19,070 + 190 × (加算率(a) + 加算率 (b) + 12.2 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 (12,710 + 120 × (加算率(a) + 加算率 (b) + 14.5 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	
事務職員配置加算	㉓	基本額 (81,400 + 810 × (加算率(a) + 加算率 (b) + 10.1 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
指導充実加算	㉔	基本額 (86,100 + 860 × (加算率(a) + 加算率 (b) + 8.1 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
事務負担対応加算	㉕	基本額 (72,280 + 720 × (加算率(a) + 加算率 (b) + 9.7 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
知遇改善等加算（区分3）	㉖	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・知遇改善等加算（区分3）－① 50,350 × 人数A × 1/2 ・知遇改善等加算（区分3）－② 6,290 × 人数B × 1/2	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める。
冷暖房費加算	㉗	1 級 地 1,950 4 級 地 1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地～4級地：寒冷地手当別表に規定する1級地～4級地に該当する地域 激寒緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当別表に規定する4級地に 該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法 に 掲げる地域以外の地域 その他地域：1級地～4級地及び激寒緩和地域以外の地域
		2 級 地 1,740 激寒緩和地域 1,020	
		3 級 地 1,710 その他地域 120	
施設関係者評価加算	A	155,310 ÷ 3月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、3月初日の利用子どもの単価に加算 A：公開保育の取組と組み合わせる施設関係者評価を実施する施設 B：それ以外の施設
	B	30,260 ÷ 3月初日の利用子ども数	
除雪費加算	㉘	6,510	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉙	82,390 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉚	80,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉛	要件Ⅰ・Ⅱを満たす場合 20,190 ÷ 3月初日の利用子ども数	※1 3月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 要件Ⅰ～Ⅲについては、別に定める。
		要件Ⅰ～Ⅲを満たす場合 158,570 ÷ 3月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉜	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）知遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率において、(a)は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の資金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和7年こども家庭庁告示第4号）附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件に応じた割合、(c)は同条第18号の資金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

- ②③事務職員配置加算 •••非常勤事務職員を配置する場合に加算
- ②④指導充実加配加算 •••非常勤講師を配置する場合に加算
- ②⑤事務負担対応加配加算 •••非常勤事務職員を配置する場合に加算
- ②⑥処遇改善等加算（区分3） •••一定のキャリアを積んだ職員に対して、役職の創設と、
その職務や職責に応じた処遇改善を行うことにより、
キャリアアップの仕組みを構築するための経費等を加算
- ②⑧冷暖房費加算 •••夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域
に応じて加算
- ②⑨施設関係者評価加算 •••保護者その他の施設の関係者による評価を実施し、その結果をホ
ームページ等へ広く公表する場合に加算
- ②⑩除雪費加算 •••豪雪地帯(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の
除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
(※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域)
- ③⑩降灰除去費加算 •••降灰防除地域(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等
の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
(※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域)
- ③⑪施設機能強化推進費加算 •••職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を
充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対
して、事業の取組状況に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ③⑫小学校接続加算 •••小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費
を3月分の単価に加算
- ③⑬第三者評価受審加算 •••第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に
加算

保育認定

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育所要量区分 ⑤		超過改善等加算 (区分1及び区分2)															
				保育標準時間認定		保育標準時間認定				超過改善等加算 (区分1及び区分2)				保育標準時間認定							
				基本分算値		基本分算値		加算率 (注2)				加算率 (注2)									
				(注1) ⑥	(注1) ⑦	(注1) ⑧	(注1) ⑨	(注1) ⑩	(a)	(b)	(c)	(注1) ⑪	(a)	(b)	(c)	(注1) ⑫					
16/100 地域	10人 まで	2号	4歳以上児	270,420 (279,240)	211,700 (220,520)	2,680 (2,760)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.2 (c)	(3.2 (c))	2,090 (2,170)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.2 (c)	(3.1 (c))
			3歳児	279,240 (349,840)	220,520 (291,120)	2,760 (3,370)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.2 (c)	(3.1 (c))	2,170 (2,790)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.1 (c))
			1、2歳児 乳児	349,840 (438,090)	291,120 (379,370)	3,370 (4,250)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))	2,790 (3,670)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))
	11人 から 15人 まで	2号	4歳以上児	187,890 (196,710)	148,750 (157,570)	1,850 (1,930)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.2 (c)	(3.2 (c))	1,450 (1,540)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.1 (c))
			3歳児	196,710 (267,310)	157,570 (228,170)	1,930 (2,550)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.2 (c)	(3.1 (c))	1,540 (2,160)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))
			1、2歳児 乳児	267,310 (355,560)	228,170 (316,420)	2,550 (3,430)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))	2,160 (3,040)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))
	16人 から 20人 まで	2号	4歳以上児	146,630 (155,450)	117,270 (126,090)	1,440 (1,520)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.1 (c))	1,150 (1,230)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.1 (c))
			3歳児	155,450 (226,050)	126,090 (196,690)	1,520 (2,130)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))	1,230 (1,840)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))
			1、2歳児 乳児	226,050 (314,300)	196,690 (284,940)	2,130 (3,010)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))	1,840 (2,720)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))
	21人 から 25人 まで	2号	4歳以上児	121,680 (130,500)	98,190 (107,010)	1,190 (1,270)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.1 (c))	960 (1,040)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))
			3歳児	130,500 (201,100)	107,010 (177,610)	1,270 (1,890)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))	1,040 (1,650)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(2.9 (c))
			1、2歳児 乳児	201,100 (289,350)	177,610 (265,860)	1,890 (2,770)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	1,650 (2,530)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))
	26人 から 30人 まで	2号	4歳以上児	105,230 (114,050)	85,660 (94,480)	1,030 (1,110)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.1 (c))	830 (910)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))
			3歳児	114,050 (184,650)	94,480 (165,080)	1,110 (1,720)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))	910 (1,520)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))
			1、2歳児 乳児	184,650 (272,900)	165,080 (253,330)	1,720 (2,600)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	1,520 (2,400)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))
	31人 から 35人 まで	2号	4歳以上児	83,020 (91,840)	76,240 (85,060)	910 (990)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))	740 (820)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))
			3歳児	91,840 (172,440)	85,060 (155,660)	990 (1,600)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	820 (1,430)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))
			1、2歳児 乳児	172,440 (260,690)	155,660 (243,910)	1,600 (2,480)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,430 (2,310)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))
	36人 から 40人 まで	2号	4歳以上児	85,110 (93,930)	70,430 (79,250)	830 (910)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	680 (760)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))
			3歳児	93,930 (164,530)	79,250 (149,850)	910 (1,520)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	760 (1,370)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.8 (c))
			1、2歳児 乳児	164,530 (252,780)	149,850 (238,100)	1,520 (2,400)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,370 (2,250)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))
	41人 から 45人 まで	2号	4歳以上児	87,240 (96,060)	74,200 (83,020)	850 (930)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))	720 (800)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))
			3歳児	96,060 (166,660)	83,020 (153,620)	930 (1,540)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	800 (1,410)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))
			1、2歳児 乳児	166,660 (254,910)	153,620 (241,870)	1,540 (2,420)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,410 (2,290)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))
46人 から 50人 まで	2号	4歳以上児	79,650 (88,470)	67,900 (76,720)	770 (850)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))	650 (730)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	
		3歳児	88,470 (159,070)	76,720 (147,320)	850 (1,460)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	730 (1,350)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.8 (c))	
		1、2歳児 乳児	159,070 (247,320)	147,320 (235,570)	1,460 (2,340)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,350 (2,230)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))	
51人 から 55人 まで	2号	4歳以上児	74,110 (82,930)	63,430 (72,250)	720 (800)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))	610 (690)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	
		3歳児	82,930 (153,530)	72,250 (142,850)	800 (1,410)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	690 (1,300)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	
		1、2歳児 乳児	153,530 (241,780)	142,850 (231,100)	1,410 (2,290)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,300 (2,180)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))	
56人 から 60人 まで	2号	4歳以上児	69,670 (78,490)	59,880 (68,700)	670 (750)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))	570 (650)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	
		3歳児	78,490 (149,090)	68,700 (139,300)	750 (1,370)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	650 (1,270)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.8 (c))	
		1、2歳児 乳児	149,090 (237,340)	139,300 (227,550)	1,370 (2,250)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,270 (2,150)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))	
61人 から 70人 まで	2号	4歳以上児	62,620 (71,440)	54,230 (63,050)	600 (680)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))	520 (600)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	
		3歳児	71,440 (142,040)	63,050 (133,650)	680 (1,290)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	600 (1,210)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.8 (c))	
		1、2歳児 乳児	142,040 (230,290)	133,650 (221,900)	1,290 (2,170)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,210 (2,090)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))	
71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児	57,390 (66,210)	50,050 (58,870)	550 (630)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	480 (560)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	
		3歳児	66,210 (136,810)	58,870 (129,470)	630 (1,240)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	560 (1,170)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.8 (c))	
		1、2歳児 乳児	136,810 (225,060)	129,470 (217,720)	1,240 (2,120)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,170 (2,050)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))	
81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児	53,270 (62,090)	46,750 (55,570)	510 (590)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	440 (520)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	
		3歳児	62,090 (132,690)	55,570 (126,170)	590 (1,200)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	520 (1,140)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))	
		1、2歳児 乳児	132,690 (220,940)	126,170 (214,420)	1,200 (2,080)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.8 (c))	1,140 (2,020)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))	
91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児	45,900 (54,720)	40,030 (48,850)	430 (510)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.1 (c))	380 (460)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))	
		3歳児	54,720 (125,320)	48,850 (119,450)	510 (1,130)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(2.9 (c))	460 (1,070)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	
		1、2歳児 乳児	125,320 (213,570)	119,450 (207,700)	1,130 (2,010)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,070 (1,950)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	
101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児	43,620 (52,440)	38,290 (47,110)	410 (490)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.1 (c))	360 (440)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))	
		3歳児	52,440 (123,040)	47,110 (117,710)	490 (1,100)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(2.9 (c))	440 (1,050)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	
		1、2歳児 乳児	123,040 (211,290)	117,710 (205,960)	1,100 (1,980)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,050 (1,930)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	
111人 から 120人 まで	2号	4歳以上児	41,680 (50,500)	36,790 (45,610)	390 (470)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.1 (c))	340 (420)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(3.0 (c))	
		3歳児	50,500 (121,100)	45,610 (116,210)	470 (1,090)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.1 (c)	(2.9 (c))	420 (1,040)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(2.9 (c))	
		1、2歳児 乳児	121,100 (209,350)	116,210 (204,460)	1,090 (1,970)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.9 (c)	(2.9 (c))	1,040 (1,920)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	2.8 (c)	(2.8 (c))	
121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児	40,040 (48,860)	35,520 (44,340)	380 (460)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))	330 (410)	×	加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	3.0 (c)	(3.0 (c))	
		3歳児	48,860 (119,460)	44,340 (114,940)	460 (1,070)	×															

地域区分	世帯区分	年齢区分	休日保育加算			民間保育加算			子一人保育加算											
			超過定額加算 (区分1及び区分2)	加算率 (注2)	加算率 (注2)	超過定額加算 (区分1及び区分2)	加算率 (注2)	加算率 (注2)	超過定額加算 (区分1及び区分2)	加算率 (注2)	加算率 (注2)									
区	市	町	(a)	(b)	(c)	(a)	(b)	(c)	(a)	(b)	(c)									
16/100 加算	10人 から 15人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男	休日保育の年間延べ利用子ども数	休日保育の年間延べ利用子ども数	54,939	53,050	470 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.6 (c))	54,940 × 加算率 (a)	540 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	10人 54,940 × 加算率 (a)									
		3歳	1、2歳児 男																	
		11人 から 15人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	211人 - 279人	211人 - 279人	39,120	37,240	310 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.6 (c))	11人 - 15人 36,420 × 加算率 (a)	360 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	11人 - 15人 36,420 × 加算率 (a)
			3歳									1、2歳児 男								
		16人 から 20人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	280人 - 348人	280人 - 348人	31,200	29,340	220 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.7 (c))	16人 - 20人 27,470 × 加算率 (a)	270 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	16人 - 20人 27,470 × 加算率 (a)
			3歳									1、2歳児 男								
		21人 から 25人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	211人 - 279人	211人 - 279人	26,480	24,600	180 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.8 (c))	21人 - 25人 21,970 × 加算率 (a)	210 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	21人 - 25人 21,970 × 加算率 (a)
			3歳									1、2歳児 男								
		26人 から 30人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	280人 - 348人	280人 - 348人	23,310	21,440	150 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.8 (c))	26人 - 30人 18,310 × 加算率 (a)	180 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	26人 - 30人 18,310 × 加算率 (a)
			3歳									1、2歳児 男								
		31人 から 35人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	280人 - 348人	280人 - 348人	21,060	19,180	130 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.7 (c))	31人 - 35人 15,690 × 加算率 (a)	150 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	31人 - 35人 15,690 × 加算率 (a)
			3歳									1、2歳児 男								
		36人 から 40人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	280人 - 348人	280人 - 348人	19,360	17,480	110 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.0 (c))	36人 - 40人 13,720 × 加算率 (a)	130 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.5 (c)) × 加算率 (a)	36人 - 40人 13,720 × 加算率 (a)
			3歳									1、2歳児 男								
		41人 から 45人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	490人 - 558人	490人 - 558人	18,040	16,170	100 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.8 (c))	41人 - 45人 12,210 × 加算率 (a)	120 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	41人 - 45人 12,210 × 加算率 (a)
			3歳									1、2歳児 男								
		46人 から 50人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	211人 - 279人	211人 - 279人	16,990	15,110	90 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.8 (c))	46人 - 50人 10,980 × 加算率 (a)	100 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c)) × 加算率 (a)	46人 - 50人 10,980 × 加算率 (a)
			3歳									1、2歳児 男								
		51人 から 55人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	280人 - 348人	280人 - 348人	15,130	14,250	80 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.0 (c))	51人 - 55人 9,990 × 加算率 (a)	90 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.6 (c)) × 加算率 (a)	51人 - 55人 9,990 × 加算率 (a)
			3歳									1、2歳児 男								
		56人 から 60人 まで	2歳									4歳以上児 3歳児 男	420人 - 489人	420人 - 489人	15,410	13,530	70 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.3 (c))	56人 - 60人 8,150 × 加算率 (a)	90 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	56人 - 60人 8,150 × 加算率 (a)
3歳	1、2歳児 男																			
61人 から 70人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男	490人 - 558人	490人 - 558人	14,280	12,400	60 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.4 (c))	61人 - 70人 7,220 × 加算率 (a)	70 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	61人 - 70人 7,220 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
71人 から 80人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男	560人 - 629人	560人 - 629人	13,420	11,540	50 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.6 (c))	76人 - 80人 6,100 × 加算率 (a)	60 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	76人 - 80人 6,100 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
81人 から 90人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男	700人 - 769人	700人 - 769人	12,780	10,900	50 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 6.8 (c))	81人 - 105人 5,230 × 加算率 (a)	50 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	81人 - 105人 5,230 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
91人 から 100人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男	770人 - 839人	770人 - 839人	10,600	9,720		106人 - 120人 4,470 × 加算率 (a)	40 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c)) × 加算率 (a)	106人 - 120人 4,470 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
101人 から 110人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男	840人 - 909人	840人 - 909人	7,000	6,120		121人 - 135人 4,070 × 加算率 (a)	40 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	121人 - 135人 4,070 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
111人 から 120人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男	910人 - 979人	910人 - 979人	743,150	743,150		136人 - 150人 3,660 × 加算率 (a)	30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.8 (c)) × 加算率 (a)	136人 - 150人 3,660 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
121人 から 130人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男	1,050人 - 1,119人	1,050人 - 1,119人	8,280	7,400		151人 - 180人 3,950 × 加算率 (a)	30 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	151人 - 180人 3,950 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
131人 から 140人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男						181人 - 210人 2,610 × 加算率 (a)	20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.0 (c)) × 加算率 (a)	181人 - 210人 2,610 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
141人 から 150人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男						211人 - 240人 2,280 × 加算率 (a)	20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.7 (c)) × 加算率 (a)	211人 - 240人 2,280 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
151人 から 160人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男						241人 - 270人 2,030 × 加算率 (a)	20 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 2.4 (c)) × 加算率 (a)	241人 - 270人 2,030 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
161人 から 170人 まで	2歳	4歳以上児 3歳児 男						271人 - 300人 1,830 × 加算率 (a)	10 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 4.3 (c)) × 加算率 (a)	271人 - 300人 1,830 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		
171人 以上	2歳	4歳以上児 3歳児 男						301人 - 1,660 × 加算率 (a)	10 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.9 (c)) × 加算率 (a)	301人 - 1,660 × 加算率 (a)										
	3歳	1、2歳児 男																		

地域区分	支線区分	駅区分	年額区分	減価償却費加算				賃料加算				外郭施設加算	設備費徴収 免状加算 （設備等利用開始 日から4ヵ月以内）	1号認定ごとの利用定員を設定しない場合			分區の場合	土曜日に閉鎖する場合																																																																																																																																																																				
				加算額		乗客数区分		加算額		乗客数区分				乗客数等加算（区分1及び区分2）				月1日土曜日を 閉鎖する場合	月2日土曜日を 閉鎖する場合	月3日以上土曜日を 閉鎖する場合	全ての土曜日を閉鎖 する場合																																																																																																																																																																	
				積算	都市部	積算	都市部	積算	都市部	積算	都市部			(a)	(b)	(c)																																																																																																																																																																						
16100 地域	26	10人 まで	26 36	2 3	17,800	19,700	12,500	12,500	a-地域	31,600	35,200	22,100	22,100	4,900	21,950	210 × (加算率(a) + 加算率(b) + 6.5(c))	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 6.8(c))	80 × (加算率(a) + 加算率(b) + 6.8(c))	70 × (加算率(a) + 加算率(b) + 6.5(c))	60 × (加算率(a) + 加算率(b) + 6.5(c))	50 × (加算率(a) + 加算率(b) + 6.8(c))	40 × (加算率(a) + 加算率(b) + 7.6(c))	30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.2(c))	30 × (加算率(a) + 加算率(b) + 7.6(c))	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.5(c))	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 7.6(c))	20 × (加算率(a) + 加算率(b) + 6.8(c))	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 12.4(c))	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 11.3(c))	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 10.5(c))	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.7(c))	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 9.1(c))	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.5(c))	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.0(c))	10 × (加算率(a) + 加算率(b) + 7.6(c))																																																																																																																																																			
									b-地域	17,400	19,400	12,200	12,200																							b-地域	21,100	23,400	14,700	14,700	b-地域	11,600	12,900	8,100	8,100	b-地域	7,600	8,400	5,300	5,300	b-地域	6,900	7,500	4,700	4,700	b-地域	6,200	6,900	4,300	4,300	b-地域	5,500	6,200	3,900	3,900	b-地域	4,800	5,400	3,500	3,500	b-地域	4,200	4,700	3,200	3,200	b-地域	3,600	4,000	2,600	2,600	b-地域	3,000	3,400	2,100	2,100	b-地域	2,400	2,800	1,600	1,600	b-地域	1,800	2,200	1,100	1,100	b-地域	1,200	1,600	800	800	b-地域	6,000	6,700	4,200	4,200	b-地域	5,400	6,000	3,700	3,700	b-地域	4,800	5,400	3,200	3,200	b-地域	4,200	4,800	2,700	2,700	b-地域	3,600	4,200	2,200	2,200	b-地域	3,000	3,600	1,700	1,700	b-地域	2,400	3,000	1,200	1,200	b-地域	1,800	2,400	700	700	b-地域	1,200	1,800	200	200	b-地域	6,000	6,700	4,200	4,200	b-地域	5,400	6,000	3,700	3,700	b-地域	4,800	5,400	3,200	3,200	b-地域	4,200	4,800	2,700	2,700	b-地域	3,600	4,200	2,200	2,200	b-地域	3,000	3,600	1,700	1,700	b-地域	2,400	3,000	1,200	1,200	b-地域	1,800
	c-地域	12,600	15,100	9,500	9,500	c-地域	10,900	12,200	7,600	7,600	c-地域	6,000	6,700																							4,200	4,200	c-地域	5,400	6,000	3,700	3,700	c-地域	4,800	5,400	3,200	3,200	c-地域	4,200	4,800	2,700	2,700	c-地域	3,600	4,200	2,200	2,200	c-地域	3,000	3,600	1,700	1,700	c-地域	2,400	3,000	1,200	1,200	c-地域	1,800	2,400	700	700	c-地域	1,200	1,800	200	200	c-地域	6,000	6,700	4,200	4,200	c-地域	5,400	6,000	3,700	3,700	c-地域	4,800	5,400	3,200	3,200	c-地域	4,200	4,800	2,700	2,700	c-地域	3,600	4,200	2,200	2,200	c-地域	3,000	3,600	1,700	1,700	c-地域	2,400	3,000	1,200	1,200	c-地域	1,800	2,400	700	700	c-地域	1,200	1,800	200	200																																																												

地域区分	定員区分	部区分	年齢区分	主幹教諭等の専任化により子育て支援の実施を実施していない場合		年齢別配置基準を下回る場合		配置基準上求められる職員資格を有しない場合	定員を恒的に超過する場合
				$\frac{\text{超過定員等加算 (区分1及び区分2)}}{\text{加算率 (注2)}} \times \text{人数}$	$\frac{\text{超過定員等加算 (区分1及び区分2)}}{\text{加算率 (注2)}} \times \text{人数}$	$\frac{\text{超過定員等加算 (区分1及び区分2)}}{\text{加算率 (注2)}} \times \text{人数}$	$\frac{\text{超過定員等加算 (区分1及び区分2)}}{\text{加算率 (注2)}} \times \text{人数}$		
16/100 地域	10人 まで	2号	4歳以上児	$(13,360 + 130 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.2 (c)))$	-	$(52,950 + 530 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.6 (c))) \times \text{人数}$	$(36,200 + 360 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(8,900 + 80 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.7 (c)))$
	11人 から 15人 まで	2号	4歳以上児	$(6,680 + 60 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.7 (c)))$	-	$(26,470 + 260 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.6 (c))) \times \text{人数}$	$(18,100 + 180 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(5,340 + 50 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.4 (c)))$
	16人 から 20人 まで	2号	4歳以上児	$(4,450 + 40 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.7 (c)))$	-	$(17,650 + 170 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.7 (c))) \times \text{人数}$	$(12,060 + 120 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(3,810 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 6.5 (c)))$
	21人 から 25人 まで	2号	4歳以上児	$(3,340 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.7 (c)))$	-	$(13,230 + 130 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.6 (c))) \times \text{人数}$	$(9,050 + 90 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(2,970 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.0 (c)))$
	26人 から 30人 まで	2号	4歳以上児	$(2,670 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 6.8 (c)))$	-	$(10,590 + 100 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.7 (c))) \times \text{人数}$	$(7,240 + 70 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(2,430 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 6.2 (c)))$
	31人 から 35人 まで	2号	4歳以上児	$(2,220 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.7 (c)))$	-	$(8,820 + 80 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.8 (c))) \times \text{人数}$	$(6,030 + 60 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(1,900 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 9.7 (c)))$
	36人 から 40人 まで	2号	4歳以上児	$(1,670 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 8.5 (c)))$	-	$(6,610 + 60 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.8 (c))) \times \text{人数}$	$(4,520 + 40 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(1,480 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 7.6 (c)))$
	41人 から 45人 まで	2号	4歳以上児	$(1,330 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 6.8 (c)))$	-	$(5,290 + 50 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.7 (c))) \times \text{人数}$	$(3,620 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(1,210 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 6.2 (c)))$
	46人 から 50人 まで	2号	4歳以上児	$(1,110 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.7 (c)))$	-	$(4,410 + 40 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.8 (c))) \times \text{人数}$	$(3,010 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(1,020 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.2 (c)))$
	51人 から 55人 まで	2号	4歳以上児	$(950 + 10 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 4.9 (c)))$	-	$(3,780 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 3.2 (c))) \times \text{人数}$	$(2,580 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$		
		3号	3歳児						$(890 + 9 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.0 (c)))$
56人 から 60人 まで	2号	4歳以上児	$(830 + 8 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.3 (c)))$	-	$(3,300 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.8 (c))) \times \text{人数}$	$(2,260 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$			
	3号	3歳児					$(780 + 8 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.0 (c)))$	$(3,110 + 30 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 2.7 (c))) \times \text{人数}$	$(2,130 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$
61人 から 65人 まで	2号	4歳以上児	$(740 + 7 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 5.4 (c)))$	-	$(2,940 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 3.8 (c))) \times \text{人数}$	$(2,010 + 20 \times (\text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)})) \times \text{人数}$			
	3号	3歳児							

(⑥～⑧(⑨を除く。))
×別に定める調整率

加算部分2

療育支援加算 ^(注3)	A	基本額 (26,010 + 260 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.7(c))) ÷各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算(区分1及び区分2)		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A:特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B:それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 (17,340 + 170 × (加算率(a) + 加算率(b) + 10.0(c))) ÷各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算(区分1及び区分2)		
処遇改善等加算(区分3) ^(注3)		以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算(区分3)一① 50,350 × 人数A × 1/2 ・処遇改善等加算(区分3)一② 6,290 × 人数B × 1/2			※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める。
冷暖房費加算	1 級 地	1,950	4 級 地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地:寒冷地手当別表に規定する1 級地～4 級地に該当する地域 激変緩和地域:改正法による改正前の寒冷地手当別表に規定する4 級地に 該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当 に掲げる地域以外の地域 その他地域:1 級地～4 級地及び激変緩和地域以外の地域
	2 級 地	1,740	激 変 緩 和 地 域	1,020	
	3 級 地	1,710	そ の 他 地 域	120	
施設関係者評価加算 ^(注3)	A	155,310 ÷ 3月初日の利用子ども数			※以下の区分に応じて、3月初日の利用子どもの単価に加算 A:公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設 B:それ以外の施設
	B	30,260 ÷ 3月初日の利用子ども数			
除雪費加算		6,510			※3月初日の利用子どもの単価に加算
障除去費加算 ^(注3)		82,390 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
高齢者等活躍促進加算	400時間以上 800時間未満	476,000			※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	800時間以上1200時間未満	793,000			
	1200時間以上	1,111,000			
施設機能強化推進費加算 ^(注3)		80,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算 ^(注3)	要件I・IIを満たす場合	20,190 ÷ 3月初日の利用子ども数			※1 3月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 要件I～IIIについては、別に定める。
	要件I～IIIを満たす場合	158,570 ÷ 3月初日の利用子ども数			
栄養管理加算	A	基本額 (79,950 + 790 × (加算率(a) + 加算率(b) + 8.6(c))) ÷各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算(区分1及び区分2)		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A: Bを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 B: 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる 職員が栄養士等を兼務している施設 C: A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設
	B	基本額 (50,000 + 500 × (加算率(a) + 加算率(b))) ÷各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算(区分1及び区分2)		
	C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数			
第三者評価受審加算 ^(注3)		75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

(注2) 処遇改善等加算(区分1及び区分2)の加算率において、(a)は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、(b)は同条第18号の資金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件(令和7年子ども家庭庁告示第4号)附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、(c)は同条第18号の資金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

(注3) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合の調整を受ける場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定

各項目の説明(保育認定)

- ① 地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定
大阪市は、「16/100地域」
- ②定員区分・・・施設の利用定員に応じて23区分設定
- ③認定区分・・・認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）
- ④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児）
- ⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）
- ⑥基本分単価・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価
- ⑦処遇改善等加算・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑧3歳児配置改善加算・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算
- ⑨4歳以上児配置改善加算・・・4歳児の配置基準を25：1により実施する場合に必要な人件費等を加算
- ⑩1歳児配置改善加算・・・1歳児の配置基準を5：1により実施し、一定の要件を満たす場合に加算
- ⑪休日保育加算・・・休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育教諭等の職員を休日に確保するための経費等を加算
- ⑫夜間保育加算・・・夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育教諭等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
- ⑬チーム保育推進加算・・・低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施し、必要保育教諭等の数を超えて保育教諭等を配置する場合に人件費を加算
- ⑭減価償却費加算・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、減価償却費の一部を加算
- ⑮賃借料加算・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算
- ⑯外部監査費加算・・・会計について、公認会計士又は監査法人による監査を受ける場合に加算
- ⑰副食費徴収免除加算・・・副食費の徴収を免除された子どもに係る副食費相当額を加算
- ⑱1号認定こどもの利用定員を設定しない場合・・・教育保育時間認定子どもの利用定員を設定しない場合に調整
- ⑲分園の場合・・・分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整
- ⑳土曜日に閉所する場合・・・当該月の土曜日に閉所する日がある場合、閉所日数に応じて土曜開

所に係る費用を定率で調整

- ②①主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合・・・地域の子育て支援活動等に積極的に取り組まない等の場合に調整
- ②②年齢別配置基準を下回る場合・・・保育教諭等の数を下回る場合に調整
- ②③配置基準上求められる職員資格を有しない場合・・・幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に調整
- ②④定員を恒常的に超過する場合・・・直前の連続する2年間常に保育認定こどもに係る利用定員を越えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整
- ②⑤療育支援加算・・・障がい児を受け入れている施設について、主任保育教諭を補助するものを配置し、専地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育教諭を補助する者に要する経費を加算
- ②⑥処遇改善等加算・・・一定のキャリアを積んだ職員に対して、役職の創設と、その職務や職責に応じた処遇改善を行うことにより、キャリアアップの仕組みを構築するための経費等を加算
- ②⑦冷暖房費加算・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域に応じて加算
- ②⑧施設関係者評価加算・・・保護者その他の施設の関係者による評価を実施し、その結果をホームページ等へ広く公表する場合に加算
- ②⑨除雪費加算・・・豪雪地帯(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
(※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域)
- ②⑩降灰除去費加算・・・降灰防除地域(※)に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
(※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域)
- ②⑪高齢者等活躍促進加算・・・高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算
- ②⑫施設機能強化推進費加算・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ②⑬小学校接続加算・・・小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算
- ②⑭栄養管理加算・・・食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食事等に関する継続的な指導を受ける場合、栄養士の配置等の形態の別に応じ、取り組みに必要な経費を加算
- ②⑮第三者評価受審加算・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に

加算

【基本分単価の内訳】

◎事務費

○人件費

(1)常勤職員給与

- ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当
- ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等）
- ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）

(2)非常勤職員雇上費

- ①嘱託医、嘱託歯科医手当
- ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員）
- ③年休代替要員費
- ④研修代替要員費

○管理費

<職員の数に比例して積算しているもの>

旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費

<子どもの数に比例して積算しているもの>

保健衛生費

<1施設当たりの費用として積算しているもの>

補修費、特別管理費、苦情解決対策費

◎事業費

<生活諸費>

一般生活費（給食材料費*、保育材料費等）

* 3歳未満児：主食費、副食費

認定こども園の開設・運営について

令和8年4月

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課 作成

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL 06-6208-8041

FAX 06-6202-9050